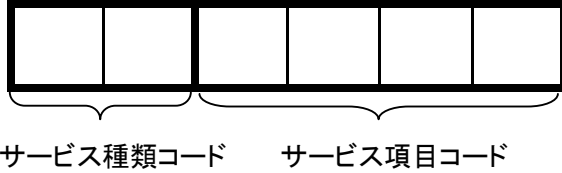


障害児施設給付費単位数サービスコード (平成20年4月施行版)

1	知的障害児施設給付サービスコード表	…	1
2	第一種自閉症児施設給付サービスコード表	…	4
3	第二種自閉症児施設給付サービスコード表	…	5
4	知的障害児通園施設給付サービスコード表	…	8
5	盲児施設給付サービスコード表	…	10
6	ろうあ児施設給付サービスコード表	…	14
7	難聴幼児通園施設給付サービスコード表	…	18
8	肢体不自由児施設(入所)給付サービスコード表	…	20
9	肢体不自由児施設(通所)給付サービスコード表	…	21
10	肢体不自由児療護施設給付サービスコード表	…	22
11	肢体不自由児通園施設給付サービスコード表	…	24
12	指定医療機関(肢体不自由児)給付サービスコード表	…	25
13	重症心身障害児施設給付サービスコード表	…	26
14	指定医療機関(重症心身障害児)給付サービスコード表	…	27

障害児施設給付費単位数サービスコードについて

サービスコードの構成：



サービス種類・サービス種類コード：

サービス種類	サービス種類コード	サービス項目コード
知的障害児	11	サービス種類 毎に付番
第一種自閉症児	12	
第二種自閉症児	13	
知的障害児通園	21	
盲児	31	
ろうあ児	32	
難聴幼児通園	33	
肢体不自由児(入所)	41	
肢体不自由児(通所)	42	
肢体不自由児療護	43	
肢体不自由児通園	44	
医療機関(肢体不自由児)	45	
重心障害児	51	
医療機関(重心障害児)	52	

サービス内容略称：

障害児施設給付費単位数サービスコードの算定項目に対応した略称名称であり、最大30文字としている。
算定項目を複数合成しているものについては、原則「・」の区切りをつけている。

1 知的障害児施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
11	1111 知障児1単独	イ 指定 知的障害 児施設 の場合	(1)定員 5人以上 10人未満	(一)当該施設が単独施設 667 単位	667		
11	1112 知障児1単独・地公体		(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	644	
11	1121 知障児2併設		(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	440	
11	1122 知障児2併設・地公体		(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	425	
11	1123 知障児2本体					1,258	
11	1124 知障児2本体・地公体		2)定員10人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	1,214
11	1125 知障児2単独			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	667
11	1126 知障児2単独・地公体			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	644
11	1131 知障児3併設		3)定員 11人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	443
11	1132 知障児3併設・地公体			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	427
11	1133 知障児3本体			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	850
11	1134 知障児3本体・地公体		4)定員21人以上30人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	820
11	1135 知障児3単独			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	667
11	1136 知障児3単独・地公体			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	644
11	1141 知障児4		5)定員31人以上40人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	667
11	1142 知障児4・地公体			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	644
11	1151 知障児5			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	606
11	1152 知障児5・地公体		6)定員41人以上50人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	585
11	1161 知障児6			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	544
11	1162 知障児6・地公体			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	525
11	1171 知障児7		7)定員51人以上60人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	527
11	1172 知障児7地公体			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	509
11	1181 知障児8			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	509
11	1182 知障児8・地公体		8)定員61人以上70人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	491
11	1191 知障児9			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	491
11	1192 知障児9・地公体			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	474
11	1201 知障児10		9)定員71人以上80人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	473
11	1202 知障児10・地公体			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	456
11	1211 知障児11			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	454
11	1212 知障児11・地公体		10)定員81人以上90人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	438
11	1221 知障児12			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	452
11	1222 知障児12・地公体			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	436
11	1231 知障児13		11)定員91人以上100人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	451
11	1232 知障児13・地公体			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	435
11	1241 知障児14			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	449
11	1242 知障児14・地公体		12)定員101人以上110人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	433
11	1251 知障児15			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	447
11	1252 知障児15・地公体			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	431
11	1261 知障児16		13)定員111人以上120人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	445
11	1262 知障児16・地公体			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	429
11	1271 知障児17			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	441
11	1272 知障児17・地公体		14)定員121人以上130人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	426
11	1281 知障児18			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	438
11	1282 知障児18・地公体			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	423
11	1291 知障児19		15)定員131人以上140人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	435
11	1292 知障児19・地公体			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	420
11	1301 知障児20			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	432
11	1302 知障児20・地公体		16)定員141人以上150人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	417
11	1311 知障児21			(二)当該施設が主たる施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	429
11	1312 知障児21・地公体			(三)当該施設が単独施設	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	414
11	5030 知障児児童指導員小規模加算1併設		児童指導 員又は 保育士を 配置して いる場合	(1)定員10人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 172 単位加算	172	
11	5031 知障児児童指導員小規模加算1単独			(二)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
11	5032 知障児児童指導員小規模加算2併設			(2)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 86 単位加算	86	
11	5033 知障児児童指導員小規模加算2単独			(二)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
11	5034 知障児児童指導員小規模加算3	(3)定員21人以上30人以下		(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 57 単位加算	57		
11	5050 知障児職業指導員加算1併設	職業指導 員を配置 している 場合		(1)10人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 148 単位加算	148	
11	5051 知障児職業指導員加算1単独			(二)当該施設が単独施設 49 単位加算	49		
11	5052 知障児職業指導員加算2併設			(2)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 73 単位加算	73	
11	5053 知障児職業指導員加算2単独			(二)当該施設が単独施設 49 単位加算	49		
11	5054 知障児職業指導員加算3			(3)定員21人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 49 単位加算	49	
11	5055 知障児職業指導員加算4			(4)定員31人以上40人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 39 単位加算	39	
11	5056 知障児職業指導員加算5			(2)定員11人以上20人以下	(二)当該施設が単独施設 29 単位加算	29	
11	5057 知障児職業指導員加算6			(3)定員21人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 26 単位加算	26	
11	5058 知障児職業指導員加算7			(4)定員31人以上40人以下	(二)当該施設が単独施設 23 単位加算	23	
11	5059 知障児職業指導員加算8			(5)定員41人以上50人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 20 単位加算	20	
11	5060 知障児職業指導員加算9			(6)定員51人以上60人以下	(二)当該施設が単独施設 17 単位加算	17	
11	5061 知障児職業指導員加算10			(7)定員61人以上70人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 14 単位加算	14	
11	5062 知障児職業指導員加算11			(8)定員71人以上80人以下	(二)当該施設が単独施設 13 単位加算	13	
11	5063 知障児職業指導員加算12			(9)定員81人以上90人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 12 単位加算	12	
11	5064 知障児職業指導員加算13			(10)定員91人以上100人以下	(二)当該施設が単独施設 11 単位加算	11	
11	5065 知障児職業指導員加算14		(11)定員101人以上110人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 10 単位加算	10		
11	5066 知障児職業指導員加算15		(12)定員111人以上120人以下	(二)当該施設が単独施設 9 単位加算	9		
11	5067 知障児職業指導員加算16		(13)定員121人以上130人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 9 単位加算	9		
11	5068 知障児職業指導員加算17		(14)定員131人以上140人以下	(二)当該施設が単独施設 9 単位加算	9		
11	5069 知障児職業指導員加算18		(15)定員141人以上150人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 8 単位加算	8		
11	5070 知障児職業指導員加算19	(16)定員151人以上160人以下	(二)当該施設が単独施設 8 単位加算	8			
11	5071 知障児職業指導員加算20	(17)定員161人以上170人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 8 単位加算	8			
		(18)定員171人以上180人以下	(二)当該施設が単独施設 8 単位加算	8			
		(19)定員181人以上190人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 8 単位加算	8			
		(20)定員191人以上	(二)当該施設が単独施設 8 単位加算	8			

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位					
種類	項目									
11	5100	知障児重度障害児加算Ⅰ	重度知的障害児支援加算	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ)	165 単位加算					
11	5101	知障児重度障害児加算Ⅱ		ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ)	198 単位加算					
11	5110	知障児重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算					
11	5120	知障児強度行動障害児特別支援加算	強度行動障害児特別支援加算		781 単位加算					
11	5380	知障児入院外泊時加算1	入院・外泊時加算(3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて算定)	イ 8日目まで	(1)定員60人以下	320 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	320		
11	5381	知障児入院外泊時加算2		(2)定員61人以上90人以下	288 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	288			
11	5382	知障児入院外泊時加算3		(3)定員91人以上	252 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	252			
11	5383	知障児入院外泊時加算4		ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下	160 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	160		
11	5384	知障児入院外泊時加算5			(2)定員61人以上90人以下	144 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	144		
11	5385	知障児入院外泊時加算6			(3)定員91人以上	126 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	126		
11	5386	知障児入院外泊時加算7			イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度)	337 単位加算		337		
11	5387	知障児入院外泊時加算8				ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度)	448 単位加算		448	
11	5388	知障児入院外泊時加算9				入院時特別支援加算	イ 12日を超える入院期間が74日未満	561 単位加算	561	
11	5389	知障児入院外泊時加算10		ロ 12日を超える入院期間が74日以上			1,122 単位加算	1,122		
11	5390	知障児入院外泊時加算11		長期入院等支援加算(3月に限り、入院等の期間が12日を超える場合に所定単位数に代えて算定)			(1)定員60人以下	160 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	160
11	5391	知障児入院外泊時加算12					(2)定員61人以上90人以下	144 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合 × 96.5%	144
11	5020	知障児自活訓練加算Ⅰ	自活訓練加算							
11	5021	知障児自活訓練加算Ⅱ								
11	5340	知障児入院時特別支援加算1								
11	5341	知障児入院時特別支援加算2								
11	5392	知障児長期入院等支援加算1								
11	5393	知障児長期入院等支援加算2								
11	5394	知障児長期入院等支援加算3								
11	5395	知障児長期入院等支援加算4								
11	5396	知障児長期入院等支援加算5								
11	5397	知障児長期入院等支援加算6								
11	5130	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 1	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下	24 単位加算	24				
11	5131	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 2		(2)定員51人以上60人以下	20 単位加算	20				
11	5132	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 3		(3)定員61人以上70人以下	17 単位加算	17				
11	5133	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 4		(4)定員71人以上80人以下	15 単位加算	15				
11	5134	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 5		(5)定員81人以上90人以下	13 単位加算	13				
11	5135	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 6		(6)定員91人以上100人以下	12 単位加算	12				
11	5136	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 7		(7)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10				
11	5137	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 8		(8)定員111人以上120人以下	10 単位加算	10				
11	5138	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 9		(9)定員121人以上130人以下	9 単位加算	9				
11	5139	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 10		(10)定員131人以上140人以下	8 単位加算	8				
11	5140	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 11		(11)定員141人以上150人以下	8 単位加算	8				
11	5141	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 12		(12)定員151人以上160人以下	7 単位加算	7				
11	5142	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 13		(13)定員161人以上170人以下	7 単位加算	7				
11	5143	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 14		(14)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6				
11	5144	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 15		(15)定員181人以上190人以下	6 単位加算	6				
11	5145	知障児栄養管理体制加算Ⅰ 16		(16)定員191人以上	6 単位加算	6				
11	5200	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 1	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下	22 単位加算	22				
11	5201	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 2		(2)定員51人以上60人以下	18 単位加算	18				
11	5202	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 3		(3)定員61人以上70人以下	15 単位加算	15				
11	5203	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 4		(4)定員71人以上80人以下	13 単位加算	13				
11	5204	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 5		(5)定員81人以上90人以下	12 単位加算	12				
11	5205	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 6		(6)定員91人以上100人以下	11 単位加算	11				
11	5206	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 7		(7)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10				
11	5207	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 8		(8)定員111人以上120人以下	9 単位加算	9				
11	5208	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 9		(9)定員121人以上130人以下	8 単位加算	8				
11	5209	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 10		(10)定員131人以上140人以下	7 単位加算	7				
11	5210	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 11		(11)定員141人以上150人以下	7 単位加算	7				
11	5211	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 12		(12)定員151人以上160人以下	6 単位加算	6				
11	5212	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 13		(13)定員161人以上170人以下	6 単位加算	6				
11	5213	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 14		(14)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6				
11	5214	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 15		(15)定員181人以上190人以下	5 単位加算	5				
11	5215	知障児栄養管理体制加算Ⅱ 16		(16)定員191人以上	5 単位加算	5				
11	5250	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 1	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上50人以下	12 単位加算	12				
11	5251	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 2		(2)定員51人以上60人以下	10 単位加算	10				
11	5252	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 3		(3)定員61人以上70人以下	8 単位加算	8				
11	5253	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 4		(4)定員71人以上80人以下	7 単位加算	7				
11	5254	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 5		(5)定員81人以上90人以下	6 単位加算	6				
11	5255	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 6		(6)定員91人以上100人以下	6 単位加算	6				
11	5256	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 7		(7)定員101人以上110人以下	5 単位加算	5				
11	5257	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 8		(8)定員111人以上120人以下	5 単位加算	5				
11	5258	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 9		(9)定員121人以上130人以下	4 単位加算	4				
11	5259	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 10		(10)定員131人以上140人以下	4 単位加算	4				
11	5260	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 11		(11)定員141人以上150人以下	4 単位加算	4				
11	5261	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 12		(12)定員151人以上160人以下	3 単位加算	3				
11	5262	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 13		(13)定員161人以上170人以下	3 単位加算	3				
11	5263	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 14		(14)定員171人以上180人以下	3 単位加算	3				
11	5264	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 15		(15)定員181人以上190人以下	3 単位加算	3				
11	5265	知障児栄養管理体制加算Ⅲ 16		(16)定員191人以上	3 単位加算	3				
11	5990	知障児療養緩和加算	療養緩和加算		単位加算					
11	9990	知障児療養緩和加算(特対)	療養緩和加算(特別対策)		単位加算					

(定員超過)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位数
種類	項目						
11	8111	知障児1単独・定超	(1)定員5人以上10人未満	(-)当該施設が単独施設		467	1日につき
11	8112	知障児1単独・地公体・定超		667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	451	
11	8121	知障児2併設・定超	(2)定員10人	(-)当該施設に併設する施設が主たる施設	× 96.5%	308	
11	8122	知障児2併設・地公体・定超		440 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	298	
11	8123	知障児2本体・定超		(二)当該施設が主たる施設	× 96.5%	881	
11	8124	知障児2本体・地公体・定超		1,258 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	850	
11	8125	知障児2単独・定超		(三)当該施設が単独施設	× 96.5%	467	
11	8126	知障児2単独・地公体・定超		667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	451	
11	8131	知障児3併設・定超	(3)定員11人以上20人以下	(-)当該施設に併設する施設が主たる施設	× 96.5%	310	
11	8132	知障児3併設・地公体・定超		443 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	299	
11	8133	知障児3本体・定超		(二)当該施設が主たる施設	× 96.5%	595	
11	8134	知障児3本体・地公体・定超		850 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	574	
11	8135	知障児3単独・定超		(三)当該施設が単独施設	× 96.5%	467	
11	8136	知障児3単独・地公体・定超		667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	451	
11	8141	知障児4・定超	(4)定員21人以上30人以下			467	
11	8142	知障児4・地公体・定超		667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	451	
11	8151	知障児5・定超	(5)定員31人以上40人以下			424	
11	8152	知障児5・地公体・定超		606 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	410	
11	8161	知障児6・定超	(6)定員41人以上50人以下			381	
11	8162	知障児6・地公体・定超		544 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	368	
11	8171	知障児7・定超	(7)定員51人以上60人以下			369	
11	8172	知障児7・地公体・定超		527 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	356	
11	8181	知障児8・定超	(8)定員61人以上70人以下			356	
11	8182	知障児8・地公体・定超		509 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	344	
11	8191	知障児9・定超	(9)定員71人以上80人以下			344	
11	8192	知障児9・地公体・定超		491 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	332	
11	8201	知障児10・定超	(10)定員81人以上90人以下			331	
11	8202	知障児10・地公体・定超		473 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	319	
11	8211	知障児11・定超	(11)定員91人以上100人以下			318	
11	8212	知障児11・地公体・定超		454 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	307	
11	8221	知障児12・定超	(12)定員101人以上110人以下			316	
11	8222	知障児12・地公体・定超		452 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	305	
11	8231	知障児13・定超	(13)定員111人以上120人以下			316	
11	8232	知障児13・地公体・定超		451 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	305	
11	8241	知障児14・定超	(14)定員121人以上130人以下			314	
11	8242	知障児14・地公体・定超		449 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	303	
11	8251	知障児15・定超	(15)定員131人以上140人以下			313	
11	8252	知障児15・地公体・定超		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	302	
11	8261	知障児16・定超	(16)定員141人以上150人以下			312	
11	8262	知障児16・地公体・定超		445 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	300	
11	8271	知障児17・定超	(17)定員151人以上160人以下			309	
11	8272	知障児17・地公体・定超		441 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	298	
11	8281	知障児18・定超	(18)定員161人以上170人以下			307	
11	8282	知障児18・地公体・定超		438 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	296	
11	8291	知障児19・定超	(19)定員171人以上180人以下			305	
11	8292	知障児19・地公体・定超		435 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	294	
11	8301	知障児20・定超	(20)定員181人以上190人以下			302	
11	8302	知障児20・地公体・定超		432 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	292	
11	8311	知障児21・定超	(21)定員191人以上			300	
11	8312	知障児21・地公体・定超		429 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	290	

2 第一種自閉症児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
12	1111	第一種	□ 指定第一種自閉症児施設の場合 309 単位		309	1日につき	
12	1112	第一種・地公体		地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合			× 96.5%
12	5100	第一種重度知的障害児加算Ⅰ	重度知的障害児支援加算	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ)	165 単位加算		165
12	5101	第一種重度知的障害児加算Ⅱ		ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ)	198 単位加算		198
12	5110	第一種重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算		111
12	5020	第一種自活訓練加算Ⅰ	自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度)	337 単位加算		337
12	5021	第一種自活訓練加算Ⅱ		ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度)	448 単位加算		448
12	5990	第一種激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算		
12	9990	第一種激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算		

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
12	8111	第一種・定超	□ 指定第一種自閉症児施設の場合 309 単位		216	1日につき
12	8112	第一種・地公体・定超		地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合		

3 第二種自閉症児施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
13 1111	第二種1	ハ 指定 第二種自 閉症児施 設の場合	(1)定員40人以下	662 単位	662
13 1112	第二種1・地公体			× 96.5%	639
13 1121	第二種2		(2)定員41人以上50人以下	635 単位	635
13 1122	第二種2・地公体			× 96.5%	613
13 1131	第二種3		(3)定員51人以上60人以下	609 単位	609
13 1132	第二種3・地公体			× 96.5%	588
13 1141	第二種4		(4)定員61人以上70人以下	582 単位	582
13 1142	第二種4・地公体			× 96.5%	562
13 1151	第二種5		(5)定員71人以上	555 単位	555
13 1152	第二種5・地公体			× 96.5%	536
13 5030	第二種児童指導員 <small>小規模</small> 加算	児童指導員又は保育士を配置している場合	定員30人以下	57 単位加算	57
13 5050	第二種職業指導員加算1	職業指導員を配置している場合	(1)定員30人以下	49 単位加算	49
13 5051	第二種職業指導員加算2		(2)定員31人以上40人以下	39 単位加算	39
13 5052	第二種職業指導員加算3		(3)定員41人以上50人以下	29 単位加算	29
13 5053	第二種職業指導員加算4		(4)定員51人以上60人以下	26 単位加算	26
13 5054	第二種職業指導員加算5		(5)定員61人以上70人以下	23 単位加算	23
13 5055	第二種職業指導員加算6		(6)定員71人以上80人以下	20 単位加算	20
13 5056	第二種職業指導員加算7		(7)定員81人以上90人以下	17 単位加算	17
13 5057	第二種職業指導員加算8		(8)定員91人以上100人以下	14 単位加算	14
13 5058	第二種職業指導員加算9		(9)定員101人以上110人以下	13 単位加算	13
13 5059	第二種職業指導員加算10		(10)定員111人以上120人以下	12 単位加算	12
13 5060	第二種職業指導員加算11		(11)定員121人以上130人以下	11 単位加算	11
13 5061	第二種職業指導員加算12		(12)定員131人以上140人以下	10 単位加算	10
13 5062	第二種職業指導員加算13		(13)定員141人以上150人以下	9 単位加算	9
13 5063	第二種職業指導員加算14		(14)定員151人以上160人以下	9 単位加算	9
13 5064	第二種職業指導員加算15		(15)定員161人以上170人以下	9 単位加算	9
13 5065	第二種職業指導員加算16		(16)定員171人以上180人以下	8 単位加算	8
13 5066	第二種職業指導員加算17		(17)定員181人以上190人以下	8 単位加算	8
13 5067	第二種職業指導員加算18		(18)定員191人以上	8 単位加算	8
13 5100	第二種重度知的障害児加算Ⅰ	重度知的障害児加算	イ 重度知的障害児加算(Ⅰ)	165 単位加算	165
13 5101	第二種重度知的障害児加算Ⅱ		ロ 重度知的障害児加算(Ⅱ)	198 単位加算	198
13 5110	第二種重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算	111
13 5120	第二種強度行動障害児特別支援加算	強度行動障害児特別支援加算		781 単位加算	781
13 5380	第二種入院外泊時加算1	入院・外泊時加算(3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて算定)	イ 8日目まで (1)定員60人以下	320 単位	320
13 5381	第二種入院外泊時加算2			× 96.5%	309
13 5382	第二種入院外泊時加算3		(2)定員61人以上90人以下	288 単位	288
13 5383	第二種入院外泊時加算4			× 96.5%	278
13 5384	第二種入院外泊時加算5		(3)定員91人以上	252 単位	252
13 5385	第二種入院外泊時加算6			× 96.5%	243
13 5386	第二種入院外泊時加算7		ロ 9日目から12日目まで (1)定員60人以下	160 単位	160
13 5387	第二種入院外泊時加算8			× 96.5%	154
13 5388	第二種入院外泊時加算9		(2)定員61人以上90人以下	144 単位	144
13 5389	第二種入院外泊時加算10			× 96.5%	139
13 5390	第二種入院外泊時加算11		(3)定員91人以上	126 単位	126
13 5391	第二種入院外泊時加算12			× 96.5%	122
13 5020	第二種自活訓練加算Ⅰ	自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度)	337 単位加算	337
13 5021	第二種自活訓練加算Ⅱ		ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度)	448 単位加算	448
13 5340	第二種入院時特別支援加算1	入院時特別支援加算	イ 12日を超える入院期間が4日未満	561 単位加算	561
13 5341	第二種入院時特別支援加算2		ロ 12日を超える入院期間が4日以上	1,122 単位加算	1,122
13 5392	第二種長期入院等支援加算1	長期入院等支援加算(3月を超え、12日を超える場合)に所定単位数に代えて算定)	12日を超える場合 (1)定員60人以下	160 単位	160
13 5393	第二種長期入院等支援加算2			× 96.5%	154
13 5394	第二種長期入院等支援加算3		(2)定員61人以上90人以下	144 単位	144
13 5395	第二種長期入院等支援加算4			× 96.5%	139
13 5396	第二種長期入院等支援加算5		(3)定員91人以上	126 単位	126
13 5397	第二種長期入院等支援加算6			× 96.5%	122
13 5130	第二種栄養管理体制加算Ⅰ1	栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下	24 単位加算
13 5131	第二種栄養管理体制加算Ⅰ2			(2)定員51人以上60人以下	20 単位加算
13 5132	第二種栄養管理体制加算Ⅰ3			(3)定員61人以上70人以下	17 単位加算
13 5133	第二種栄養管理体制加算Ⅰ4			(4)定員71人以上80人以下	15 単位加算
13 5134	第二種栄養管理体制加算Ⅰ5			(5)定員81人以上90人以下	13 単位加算
13 5135	第二種栄養管理体制加算Ⅰ6			(6)定員91人以上100人以下	12 単位加算
13 5136	第二種栄養管理体制加算Ⅰ7			(7)定員101人以上110人以下	10 単位加算
13 5137	第二種栄養管理体制加算Ⅰ8			(8)定員111人以上120人以下	10 単位加算
13 5138	第二種栄養管理体制加算Ⅰ9			(9)定員121人以上130人以下	9 単位加算
13 5139	第二種栄養管理体制加算Ⅰ10			(10)定員131人以上140人以下	8 単位加算
13 5140	第二種栄養管理体制加算Ⅰ11			(11)定員141人以上150人以下	8 単位加算
13 5141	第二種栄養管理体制加算Ⅰ12			(12)定員151人以上160人以下	7 単位加算
13 5142	第二種栄養管理体制加算Ⅰ13			(13)定員161人以上170人以下	7 単位加算
13 5143	第二種栄養管理体制加算Ⅰ14			(14)定員171人以上180人以下	6 単位加算
13 5144	第二種栄養管理体制加算Ⅰ15			(15)定員181人以上190人以下	6 単位加算
13 5145	第二種栄養管理体制加算Ⅰ16			(16)定員191人以上	6 単位加算
13 5200	第二種栄養管理体制加算Ⅱ1		ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下	22 単位加算
13 5201	第二種栄養管理体制加算Ⅱ2			(2)定員51人以上60人以下	18 単位加算
13 5202	第二種栄養管理体制加算Ⅱ3			(3)定員61人以上70人以下	15 単位加算
13 5203	第二種栄養管理体制加算Ⅱ4			(4)定員71人以上80人以下	13 単位加算
13 5204	第二種栄養管理体制加算Ⅱ5			(5)定員81人以上90人以下	12 単位加算
13 5205	第二種栄養管理体制加算Ⅱ6			(6)定員91人以上100人以下	11 単位加算
13 5206	第二種栄養管理体制加算Ⅱ7			(7)定員101人以上110人以下	10 単位加算
13 5207	第二種栄養管理体制加算Ⅱ8			(8)定員111人以上120人以下	9 単位加算
13 5208	第二種栄養管理体制加算Ⅱ9			(9)定員121人以上130人以下	8 単位加算
13 5209	第二種栄養管理体制加算Ⅱ10			(10)定員131人以上140人以下	7 単位加算
13 5210	第二種栄養管理体制加算Ⅱ11			(11)定員141人以上150人以下	7 単位加算
13 5211	第二種栄養管理体制加算Ⅱ12			(12)定員151人以上160人以下	6 単位加算
13 5212	第二種栄養管理体制加算Ⅱ13			(13)定員161人以上170人以下	6 単位加算
13 5213	第二種栄養管理体制加算Ⅱ14			(14)定員171人以上180人以下	6 単位加算
13 5214	第二種栄養管理体制加算Ⅱ15			(15)定員181人以上190人以下	5 単位加算
13 5215	第二種栄養管理体制加算Ⅱ16			(16)定員191人以上	5 単位加算

種類	サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
	項目						
13	5250		第二種栄養管理体制加算Ⅲ1	ハ栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上50人以下	12 単位加算	12
13	5251		第二種栄養管理体制加算Ⅲ2		(2)定員51人以上60人以下	10 単位加算	10
13	5252		第二種栄養管理体制加算Ⅲ3		(3)定員61人以上70人以下	8 単位加算	8
13	5253		第二種栄養管理体制加算Ⅲ4		(4)定員71人以上80人以下	7 単位加算	7
13	5254		第二種栄養管理体制加算Ⅲ5		(5)定員81人以上90人以下	6 単位加算	6
13	5255		第二種栄養管理体制加算Ⅲ6		(6)定員91人以上100人以下	6 単位加算	6
13	5256		第二種栄養管理体制加算Ⅲ7		(7)定員101人以上110人以下	5 単位加算	5
13	5257		第二種栄養管理体制加算Ⅲ8		(8)定員111人以上120人以下	5 単位加算	5
13	5258		第二種栄養管理体制加算Ⅲ9		(9)定員121人以上130人以下	4 単位加算	4
13	5259		第二種栄養管理体制加算Ⅲ10		(10)定員131人以上140人以下	4 単位加算	4
13	5260		第二種栄養管理体制加算Ⅲ11		(11)定員141人以上150人以下	4 単位加算	4
13	5261		第二種栄養管理体制加算Ⅲ12		(12)定員151人以上160人以下	3 単位加算	3
13	5262		第二種栄養管理体制加算Ⅲ13		(13)定員161人以上170人以下	3 単位加算	3
13	5263		第二種栄養管理体制加算Ⅲ14		(14)定員171人以上180人以下	3 単位加算	3
13	5264		第二種栄養管理体制加算Ⅲ15		(15)定員181人以上190人以下	3 単位加算	3
13	5265		第二種栄養管理体制加算Ⅲ16		(16)定員191人以上	3 単位加算	3
13	5990		第二種激変緩和加算			単位加算	
13	9990		第二種激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算	

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目		ハ 指定				単位数	単位
13	8111	第二種1・定超	ハ 指定 第二種自 閉症児施 設の場合	(1)定員40人以下			463	1日につき
13	8112	第二種1・地公体・定超		662 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合	× 96.5%	447	
13	8121	第二種2・定超		(2)定員41人以上50人以下			445	
13	8122	第二種2・地公体・定超		635 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合	× 96.5%	429	
13	8131	第二種3・定超		(3)定員51人以上60人以下			426	
13	8132	第二種3・地公体・定超		609 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合	× 96.5%	412	
13	8141	第二種4・定超		(4)定員61人以上70人以下			407	
13	8142	第二種4・地公体・定超		582 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合	× 96.5%	393	
13	8151	第二種5・定超		(5)定員71人以上			389	
13	8152	第二種5・地公体・定超		555 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合	× 96.5%	375	

4 知的障害児通園施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
21	1111 知障児通園1	知的障害児の場合	(1)定員30人以下	663	663		
21	1112 知障児通園1・地公体		663 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	640	
21	1121 知障児通園2		(2)定員31人以上40人以下	607	607		
21	1122 知障児通園2・地公体		607 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	586	
21	1131 知障児通園3		(3)定員41人以上50人以下	550	550		
21	1132 知障児通園3・地公体		550 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	531	
21	1141 知障児通園4		(4)定員51人以上60人以下	496	496		
21	1142 知障児通園4・地公体		496 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	479	
21	1151 知障児通園5		(5)定員61人以上70人以下	476	476		
21	1152 知障児通園5・地公体		476 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	459	
21	1161 知障児通園6		(6)定員71人以上80人以下	457	457		
21	1162 知障児通園6・地公体		457 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	441	
21	1171 知障児通園7		(7)定員81人以上	436	436		
21	1172 知障児通園7・地公体		436 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	421	
21	1211 知障児通園8		肢体不自由児の場合	(1)定員30人以下	663	663	
21	1212 知障児通園8・地公体			663 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	640
21	1221 知障児通園9			(2)定員31人以上40人以下	607	607	
21	1222 知障児通園9・地公体			607 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	586
21	1231 知障児通園10			(3)定員41人以上50人以下	550	550	
21	1232 知障児通園10・地公体			550 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	531
21	1241 知障児通園11			(4)定員51人以上60人以下	496	496	
21	1242 知障児通園11・地公体			496 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	479
21	1251 知障児通園12			(5)定員61人以上70人以下	476	476	
21	1252 知障児通園12・地公体			476 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	459
21	1261 知障児通園13			(6)定員71人以上80人以下	457	457	
21	1262 知障児通園13・地公体			457 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	441
21	1271 知障児通園14			(7)定員81人以上	436	436	
21	1272 知障児通園14・地公体	436 単位		地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	421	
21	1311 知障児通園15	難聴幼児の場合		(1)定員30人以下	1,019	1,019	
21	1312 知障児通園15・地公体			1,019 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	983
21	1321 知障児通園16			(2)定員31人以上40人以下	937	937	
21	1322 知障児通園16・地公体			937 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	904
21	1331 知障児通園17			(3)定員41人以上	854	854	
21	1332 知障児通園17・地公体			854 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	× 96.5%	824
21	5300 知障児通園幼児加算			幼児加算 (知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象)	264 単位加算	264	
21	5350 知障児通園家庭連携加算1	家庭連携加算		(1)時間未満	187 単位加算	187	
21	5351 知障児通園家庭連携加算2			(2)時間以上	280 単位加算	280	
21	5360 知障児通園訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算		(1)時間未満	187 単位加算	187	
21	5361 知障児通園訪問支援特別加算2			(2)時間以上	280 単位加算	280	
21	5310 知障児通園食事提供加算Ⅰ	食事提供加算		イ 食事提供加算(Ⅰ)	42 単位加算	42	
21	5311 知障児通園食事提供加算Ⅱ			ロ 食事提供加算(Ⅱ)	58 単位加算	58	
21	5370 知障児通園利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算	150 単位加算	150			
21	5130 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ1	栄養管理 体制加算	栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下	30 単位加算		
21	5131 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ2			(2)定員51人以上60人以下	25 単位加算	25	
21	5132 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ3			(3)定員61人以上70人以下	21 単位加算	21	
21	5133 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ4			(4)定員71人以上80人以下	19 単位加算	19	
21	5134 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ5			(5)定員81人以上90人以下	16 単位加算	16	
21	5135 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ6			(6)定員91人以上100人以下	15 単位加算	15	
21	5136 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ7			(7)定員101人以上110人以下	13 単位加算	13	
21	5137 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ8			(8)定員111人以上120人以下	12 単位加算	12	
21	5138 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ9			(9)定員121人以上130人以下	11 単位加算	11	
21	5139 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ10			(10)定員131人以上140人以下	10 単位加算	10	
21	5140 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ11			(11)定員141人以上150人以下	10 単位加算	10	
21	5141 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ12			(12)定員151人以上160人以下	9 単位加算	9	
21	5142 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ13			(13)定員161人以上170人以下	8 単位加算	8	
21	5143 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ14			(14)定員171人以上180人以下	8 単位加算	8	
21	5144 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ15			(15)定員181人以上190人以下	8 単位加算	8	
21	5145 知障児通園栄養管理体制加算Ⅰ16			(16)定員191人以上	7 単位加算	7	
21	5200 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ1	栄養管理体制加算(Ⅱ)	栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下	16 単位加算		
21	5201 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ2			(2)定員51人以上60人以下	13 単位加算	13	
21	5202 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ3			(3)定員61人以上70人以下	11 単位加算	11	
21	5203 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ4			(4)定員71人以上80人以下	10 単位加算	10	
21	5204 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ5			(5)定員81人以上90人以下	9 単位加算	9	
21	5205 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ6			(6)定員91人以上100人以下	8 単位加算	8	
21	5206 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ7			(7)定員101人以上110人以下	7 単位加算	7	
21	5207 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ8			(8)定員111人以上120人以下	6 単位加算	6	
21	5208 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ9			(9)定員121人以上130人以下	6 単位加算	6	
21	5209 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ10			(10)定員131人以上140人以下	5 単位加算	5	
21	5210 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ11			(11)定員141人以上150人以下	5 単位加算	5	
21	5211 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ12			(12)定員151人以上160人以下	5 単位加算	5	
21	5212 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ13			(13)定員161人以上170人以下	4 単位加算	4	
21	5213 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ14			(14)定員171人以上180人以下	4 単位加算	4	
21	5214 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ15			(15)定員181人以上190人以下	4 単位加算	4	
21	5215 知障児通園栄養管理体制加算Ⅱ16			(16)定員191人以上	4 単位加算	4	
21	5990 知障児通園激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算			
21	9990 知障児通園激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算			

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位													
種類	項目																		
21	8111	知障害児通園1・定超	知的障害児の場合	(1)定員30人以下	× 96.5%	利用定員 の数が利 用定員を 超える場 合 × 70%	464												
21	8112	知障害児通園1・地公体・定超		663 単位			地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	448											
21	8121	知障害児通園2・定超		(2)定員31人以上40人以下			× 96.5%	425											
21	8122	知障害児通園2・地公体・定超		607 単位				地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	410										
21	8131	知障害児通園3・定超		(3)定員41人以上50人以下				× 96.5%	385										
21	8132	知障害児通園3・地公体・定超		550 単位					地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	372									
21	8141	知障害児通園4・定超		(4)定員51人以上60人以下					× 96.5%	347									
21	8142	知障害児通園4・地公体・定超		496 単位						地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	335								
21	8151	知障害児通園5・定超		(5)定員61人以上70人以下						× 96.5%	333								
21	8152	知障害児通園5・地公体・定超		476 単位							地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	321							
21	8161	知障害児通園6・定超		(6)定員71人以上80人以下							× 96.5%	320							
21	8162	知障害児通園6・地公体・定超		457 単位								地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	309						
21	8171	知障害児通園7・定超		(7)定員81人以上								× 96.5%	305						
21	8172	知障害児通園7・地公体・定超		436 単位									地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	295					
21	8211	知障害児通園8・定超		肢体不自由児の場合									(1)定員30人以下	× 96.5%	70%	464			
21	8212	知障害児通園8・地公体・定超											663 単位			地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	448		
21	8221	知障害児通園9・定超											(2)定員31人以上40人以下			× 96.5%	425		
21	8222	知障害児通園9・地公体・定超											607 単位				地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	410	
21	8231	知障害児通園10・定超											(3)定員41人以上50人以下				× 96.5%	385	
21	8232	知障害児通園10・地公体・定超											550 単位					地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	372
21	8241	知障害児通園11・定超											(4)定員51人以上60人以下					× 96.5%	347
21	8242	知障害児通園11・地公体・定超	496 単位		地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	335													
21	8251	知障害児通園12・定超	(5)定員61人以上70人以下		× 96.5%	333													
21	8252	知障害児通園12・地公体・定超	476 単位			地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	321												
21	8261	知障害児通園13・定超	(6)定員71人以上80人以下			× 96.5%	320												
21	8262	知障害児通園13・地公体・定超	457 単位				地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	309											
21	8271	知障害児通園14・定超	(7)定員81人以上				× 96.5%	305											
21	8272	知障害児通園14・地公体・定超	436 単位					地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	295										
21	8311	知障害児通園15・定超	難聴幼児の場合					(1)定員30人以下	× 96.5%				70%						713
21	8312	知障害児通園15・地公体・定超						1,019 単位		地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合									688
21	8321	知障害児通園16・定超						(2)定員31人以上40人以下		× 96.5%									656
21	8322	知障害児通園16・地公体・定超						937 単位			地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合								633
21	8331	知障害児通園17・定超						(3)定員41人以上			× 96.5%								598
21	8332	知障害児通園17・地公体・定超						854 単位				地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合							577

5 盲児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定	
種類	項目					単位数	単位	
31	1111	盲児1併設	イ 指定盲児施設の場合	(1)定員5人	(-)当該施設に併設する施設が主たる施設	534 単位	534	1日につき
31	1112	盲児1併設・地公体			地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	515	
31	1113	盲児1単独		(二)当該施設が単独施設		606		
31	1114	盲児1単独・地公体		606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585	
31	1121	盲児2併設		(2)定員6人以上9人以下	(-)当該施設に併設する施設が主たる施設	422 単位	422	
31	1122	盲児2併設・地公体			地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	407	
31	1123	盲児2単独		(二)当該施設が単独施設		606		
31	1124	盲児2単独・地公体		606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585	
31	1131	盲児3併設		(3)定員10人	(-)当該施設に併設する施設が主たる施設	422 単位	422	
31	1132	盲児3併設・地公体			地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	407	
31	1133	盲児3単独		(二)当該施設が主たる施設		1,250		
31	1134	盲児3単独・地公体		1,250 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	1,206	
31	1135	盲児3単独		(三)当該施設が単独施設		606		
31	1136	盲児3単独・地公体		606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585	
31	1141	盲児4併設	(4)定員11人以上15人以下	(-)当該施設に併設する施設が主たる施設	378 単位	378		
31	1142	盲児4併設・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	365		
31	1143	盲児4単独	(二)当該施設が主たる施設		930			
31	1144	盲児4単独・地公体	930 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	897		
31	1145	盲児4単独	(三)当該施設が単独施設		606			
31	1146	盲児4単独・地公体	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1151	盲児5併設	(5)定員16人以上20人以下	(-)当該施設に併設する施設が主たる施設	363 単位	363		
31	1152	盲児5併設・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	350		
31	1153	盲児5単独	(二)当該施設が主たる施設		777			
31	1154	盲児5単独・地公体	777 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	750		
31	1155	盲児5単独	(三)当該施設が単独施設		606			
31	1156	盲児5単独・地公体	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1161	盲児6併設	(6)定員21人以上25人以下	(-)当該施設に併設する施設が主たる施設	351 単位	351		
31	1162	盲児6併設・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	339		
31	1163	盲児6単独	(二)当該施設が主たる施設		720			
31	1164	盲児6単独・地公体	720 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	695		
31	1165	盲児6単独	(三)当該施設が単独施設		606			
31	1166	盲児6単独・地公体	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1171	盲児7併設	(7)定員26人以上30人以下	(-)当該施設に併設する施設が主たる施設	333 単位	333		
31	1172	盲児7併設・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	321		
31	1173	盲児7単独	(二)当該施設が主たる施設		606			
31	1174	盲児7単独・地公体	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1175	盲児7単独	(三)当該施設が単独施設		606			
31	1176	盲児7単独・地公体	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1181	盲児8単独	(8)定員31人以上40人以下	(-)当該施設が主たる施設		543		
31	1182	盲児8単独・地公体		543 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	524	
31	1183	盲児8単独	(二)当該施設が単独施設		543			
31	1184	盲児8単独・地公体	543 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	524		
31	1191	盲児9単独	(9)定員41人以上50人以下	(-)当該施設が主たる施設		480		
31	1192	盲児9単独・地公体		480 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	463	
31	1193	盲児9単独	(二)当該施設が単独施設		480			
31	1194	盲児9単独・地公体	480 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	463		
31	1201	盲児10単独	(10)定員51人以上60人以下	(-)当該施設が主たる施設		466		
31	1202	盲児10単独・地公体		466 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	450	
31	1203	盲児10単独	(二)当該施設が単独施設		466			
31	1204	盲児10単独・地公体	466 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	450		
31	1211	盲児11単独	(11)定員61人以上70人以下	(-)当該施設が主たる施設		451		
31	1212	盲児11単独・地公体		451 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	435	
31	1213	盲児11単独	(二)当該施設が単独施設		451			
31	1214	盲児11単独・地公体	451 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	435		
31	1221	盲児12単独	(12)定員71人以上80人以下	(-)当該施設が主たる施設		436		
31	1222	盲児12単独・地公体		436 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	421	
31	1223	盲児12単独	(二)当該施設が単独施設		436			
31	1224	盲児12単独・地公体	436 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	421		
31	1231	盲児13単独	(13)定員81人以上90人以下	(-)当該施設が主たる施設		421		
31	1232	盲児13単独・地公体		421 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	406	
31	1233	盲児13単独	(二)当該施設が単独施設		421			
31	1234	盲児13単独・地公体	421 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	406		
31	1241	盲児14単独	(14)定員91人以上	(-)当該施設が主たる施設		405		
31	1242	盲児14単独・地公体		405 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	391	
31	1243	盲児14単独	(二)当該施設が単独施設		405			
31	1244	盲児14単独・地公体	405 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	391		

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
種類	項目									
31	5030	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算1併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	イ 定員5人以下	(1)当該施設に併設する施設が主たる施設	344 単位加算	1日につき			
31	5031	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算1単独			(2)当該施設が単独施設	57 単位加算		57		
31	5032	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算2併設		ロ 定員6人以上10人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	172 単位加算		172		
31	5033	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算2単独			(2)当該施設が単独施設	57 単位加算		57		
31	5034	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算3併設		ハ 定員11人以上15人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	114 単位加算		114		
31	5035	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算3単独			(2)当該施設が単独施設	57 単位加算		57		
31	5036	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算4併設		ニ 定員16人以上20人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	86 単位加算		86		
31	5037	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算4単独			(2)当該施設が単独施設	57 単位加算		57		
31	5038	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算5併設		ホ 定員21人以上25人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	68 単位加算		68		
31	5039	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算5単独			(2)当該施設が単独施設	57 単位加算		57		
31	5040	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算6併設		ヘ 定員26人以上30人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	57 単位加算		57		
31	5041	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算6単独			(2)当該施設が単独施設	57 単位加算		57		
31	5042	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算7併設		ト 定員31人以上35人以下	(1)当該施設が主たる施設	45 単位加算		45		
31	5043	盲児児童指導員 <small>小規模</small> 加算7単独			(2)当該施設が単独施設	45 単位加算		45		
31	5050	盲児職業指導員加算1併設		職業指導員を配置している場合	イ 定員5人以下	(1)当該施設に併設する施設が主たる施設		296 単位加算		
31	5051	盲児職業指導員加算1単独				(2)当該施設が単独施設		49 単位加算		49
31	5052	盲児職業指導員加算2併設			ロ 定員6人以上10人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設		148 単位加算		148
31	5053	盲児職業指導員加算2単独				(2)当該施設が単独施設		49 単位加算		49
31	5054	盲児職業指導員加算3併設			ハ 定員11人以上15人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設		98 単位加算		98
31	5055	盲児職業指導員加算3単独				(2)当該施設が単独施設		49 単位加算		49
31	5056	盲児職業指導員加算4併設	ニ 定員16人以上20人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	73 単位加算	73			
31	5057	盲児職業指導員加算4単独			(2)当該施設が単独施設	49 単位加算	49			
31	5058	盲児職業指導員加算5併設	ホ 定員21人以上25人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	59 単位加算	59			
31	5059	盲児職業指導員加算5単独			(2)当該施設が単独施設	49 単位加算	49			
31	5060	盲児職業指導員加算6併設	ヘ 定員26人以上30人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	49 単位加算	49			
31	5061	盲児職業指導員加算6単独			(2)当該施設が単独施設	49 単位加算	49			
31	5062	盲児職業指導員加算7	ト 定員31人以上40人以下			39 単位加算	39			
31	5063	盲児職業指導員加算8	チ 定員41人以上50人以下			29 単位加算	29			
31	5064	盲児職業指導員加算9	リ 定員51人以上60人以下			26 単位加算	26			
31	5065	盲児職業指導員加算10	ヌ 定員61人以上70人以下			23 単位加算	23			
31	5066	盲児職業指導員加算11	ル 定員71人以上80人以下			20 単位加算	20			
31	5067	盲児職業指導員加算12	ヲ 定員81人以上90人以下			17 単位加算	17			
31	5068	盲児職業指導員加算13	ワ 定員91人以上100人以下			14 単位加算	14			
31	5069	盲児職業指導員加算14	カ 定員101人以上110人以下			13 単位加算	13			
31	5070	盲児職業指導員加算15	ヨ 定員111人以上120人以下			12 単位加算	12			
31	5071	盲児職業指導員加算16	タ 定員121人以上130人以下			11 単位加算	11			
31	5072	盲児職業指導員加算17	レ 定員131人以上140人以下			10 単位加算	10			
31	5073	盲児職業指導員加算18	ソ 定員141人以上150人以下			9 単位加算	9			
31	5074	盲児職業指導員加算19	ツ 定員151人以上160人以下			9 単位加算	9			
31	5075	盲児職業指導員加算20	ネ 定員161人以上170人以下			9 単位加算	9			
31	5076	盲児職業指導員加算21	ナ 定員171人以上180人以下			8 単位加算	8			
31	5077	盲児職業指導員加算22	ラ 定員181人以上190人以下			8 単位加算	8			
31	5078	盲児職業指導員加算23	ム 定員191人以上			8 単位加算	8			
31	5320	盲児重度盲ろうあ児支援加算Ⅰ	重度盲ろうあ児支援加算		イ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅰ)	158 単位加算	158			
31	5321	盲児重度盲ろうあ児支援加算Ⅱ		ロ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅱ)	189 単位加算	189				
31	5110	盲児重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算	111				
31	5300	盲児幼児加算	幼児加算		78 単位加算	78				
31	5380	盲児入院外泊時加算1	入院・外泊時加算(3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて算定)	イ 8日目まで	(1)定員60人以下	320 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	320		
31	5381	盲児入院外泊時加算2				(2)定員61人以上90人以下	288 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	288	
31	5382	盲児入院外泊時加算3							278	
31	5383	盲児入院外泊時加算4							252	
31	5384	盲児入院外泊時加算5							243	
31	5385	盲児入院外泊時加算6							160	
31	5386	盲児入院外泊時加算7		ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下	160 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	160		
31	5387	盲児入院外泊時加算8				(2)定員61人以上90人以下	144 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	144	
31	5388	盲児入院外泊時加算9							139	
31	5389	盲児入院外泊時加算10							126	
31	5390	盲児入院外泊時加算11							122	
31	5391	盲児入院外泊時加算12							122	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
31	5340	盲児入院時特別支援加算1	入院時特別支援加算	561 単位加算	561 月1回限度
31	5341	盲児入院時特別支援加算2	イ 12日を超える入院期間が7~4日未満 ロ 12日を超える入院期間が7~4日以上	1,122 単位加算	1,122
31	5392	盲児長期入院等支援加算1	長期入院等支援加算(3月に限り、入院等の期間が12日を超える場合に所定単位数に代えて算定) 12日を超える場合	(1)定員60人以下 160 単位	160
31	5393	盲児長期入院等支援加算2		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	154
31	5394	盲児長期入院等支援加算3		(2)定員61人以上90人以下 144 単位	144
31	5395	盲児長期入院等支援加算4		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	139
31	5396	盲児長期入院等支援加算5		(3)定員91人以上 126 単位	126
31	5397	盲児長期入院等支援加算6		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	122
31	5130	盲児栄養管理体制加算 I 1	栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(I)	(一)定員41人以上50人以下 24 単位加算 24
31	5131	盲児栄養管理体制加算 I 2		(二)定員51人以上60人以下 20 単位加算 20	
31	5132	盲児栄養管理体制加算 I 3		(三)定員61人以上70人以下 17 単位加算 17	
31	5133	盲児栄養管理体制加算 I 4		(四)定員71人以上80人以下 15 単位加算 15	
31	5134	盲児栄養管理体制加算 I 5		(五)定員81人以上90人以下 13 単位加算 13	
31	5135	盲児栄養管理体制加算 I 6		(六)定員91人以上100人以下 12 単位加算 12	
31	5136	盲児栄養管理体制加算 I 7		(七)定員101人以上110人以下 10 単位加算 10	
31	5137	盲児栄養管理体制加算 I 8		(八)定員111人以上120人以下 10 単位加算 10	
31	5138	盲児栄養管理体制加算 I 9		(九)定員121人以上130人以下 9 単位加算 9	
31	5139	盲児栄養管理体制加算 I 10		(十)定員131人以上140人以下 8 単位加算 8	
31	5140	盲児栄養管理体制加算 I 11		(十一)定員141人以上150人以下 8 単位加算 8	
31	5141	盲児栄養管理体制加算 I 12		(十二)定員151人以上160人以下 7 単位加算 7	
31	5142	盲児栄養管理体制加算 I 13		(十三)定員161人以上170人以下 7 単位加算 7	
31	5143	盲児栄養管理体制加算 I 14		(十四)定員171人以上180人以下 6 単位加算 6	
31	5144	盲児栄養管理体制加算 I 15		(十五)定員181人以上190人以下 6 単位加算 6	
31	5145	盲児栄養管理体制加算 I 16		(十六)定員191人以上 6 単位加算 6	
31	5200	盲児栄養管理体制加算 II 1	(2)栄養管理体制加算(II)	(一)定員41人以上50人以下 22 単位加算 22	
31	5201	盲児栄養管理体制加算 II 2		(二)定員51人以上60人以下 18 単位加算 18	
31	5202	盲児栄養管理体制加算 II 3		(三)定員61人以上70人以下 15 単位加算 15	
31	5203	盲児栄養管理体制加算 II 4		(四)定員71人以上80人以下 13 単位加算 13	
31	5204	盲児栄養管理体制加算 II 5		(五)定員81人以上90人以下 12 単位加算 12	
31	5205	盲児栄養管理体制加算 II 6		(六)定員91人以上100人以下 11 単位加算 11	
31	5206	盲児栄養管理体制加算 II 7		(七)定員101人以上110人以下 10 単位加算 10	
31	5207	盲児栄養管理体制加算 II 8		(八)定員111人以上120人以下 9 単位加算 9	
31	5208	盲児栄養管理体制加算 II 9		(九)定員121人以上130人以下 8 単位加算 8	
31	5209	盲児栄養管理体制加算 II 10		(十)定員131人以上140人以下 7 単位加算 7	
31	5210	盲児栄養管理体制加算 II 11		(十一)定員141人以上150人以下 7 単位加算 7	
31	5211	盲児栄養管理体制加算 II 12		(十二)定員151人以上160人以下 6 単位加算 6	
31	5212	盲児栄養管理体制加算 II 13		(十三)定員161人以上170人以下 6 単位加算 6	
31	5213	盲児栄養管理体制加算 II 14		(十四)定員171人以上180人以下 6 単位加算 6	
31	5214	盲児栄養管理体制加算 II 15		(十五)定員181人以上190人以下 5 単位加算 5	
31	5215	盲児栄養管理体制加算 II 16		(十六)定員191人以上 5 単位加算 5	
31	5250	盲児栄養管理体制加算 III 1	(3)栄養管理体制加算(III)	(一)定員41人以上50人以下 12 単位加算 12	
31	5251	盲児栄養管理体制加算 III 2		(二)定員51人以上60人以下 10 単位加算 10	
31	5252	盲児栄養管理体制加算 III 3		(三)定員61人以上70人以下 8 単位加算 8	
31	5253	盲児栄養管理体制加算 III 4		(四)定員71人以上80人以下 7 単位加算 7	
31	5254	盲児栄養管理体制加算 III 5		(五)定員81人以上90人以下 6 単位加算 6	
31	5255	盲児栄養管理体制加算 III 6		(六)定員91人以上100人以下 6 単位加算 6	
31	5256	盲児栄養管理体制加算 III 7		(七)定員101人以上110人以下 5 単位加算 5	
31	5257	盲児栄養管理体制加算 III 8		(八)定員111人以上120人以下 5 単位加算 5	
31	5258	盲児栄養管理体制加算 III 9		(九)定員121人以上130人以下 4 単位加算 4	
31	5259	盲児栄養管理体制加算 III 10		(十)定員131人以上140人以下 4 単位加算 4	
31	5260	盲児栄養管理体制加算 III 11		(十一)定員141人以上150人以下 4 単位加算 4	
31	5261	盲児栄養管理体制加算 III 12		(十二)定員151人以上160人以下 3 単位加算 3	
31	5262	盲児栄養管理体制加算 III 13		(十三)定員161人以上170人以下 3 単位加算 3	
31	5263	盲児栄養管理体制加算 III 14		(十四)定員171人以上180人以下 3 単位加算 3	
31	5264	盲児栄養管理体制加算 III 15		(十五)定員181人以上190人以下 3 単位加算 3	
31	5265	盲児栄養管理体制加算 III 16		(十六)定員191人以上 3 単位加算 3	
31	5990	盲児栄養緩和加算	栄養緩和加算	単位加算	
31	9990	盲児栄養緩和加算(特対)	栄養緩和加算(特別対策)	単位加算	

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
31	8111	盲児1併設・定超	イ 指定 盲児施設 の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 534 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	374
31	8112	盲児1併設・地公体・定超						
31	8113	盲児1単独・定超			(二)当該施設が単独施設 606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	424
31	8114	盲児1単独・地公体・定超						410
31	8121	盲児2併設・定超		(2)定員 6人以上 9人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 422 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	295
31	8122	盲児2併設・地公体・定超						
31	8123	盲児2単独・定超			(二)当該施設が単独施設 606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	424
31	8124	盲児2単独・地公体・定超						410
31	8131	盲児3併設・定超		(3)定員10人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 422 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	295
31	8132	盲児3併設・地公体・定超						
31	8133	盲児3単独・定超			(二)当該施設が主たる施設 1,250 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	875
31	8134	盲児3単独・地公体・定超						844
31	8135	盲児3単独・定超			(三)当該施設が単独施設 606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	424
31	8136	盲児3単独・地公体・定超						410
31	8141	盲児4併設・定超		(4)定員 11人以上 15人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 378 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	265
31	8142	盲児4併設・地公体・定超						
31	8143	盲児4単独・定超			(二)当該施設が主たる施設 930 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	651
31	8144	盲児4単独・地公体・定超						628
31	8145	盲児4単独・定超			(三)当該施設が単独施設 606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	424
31	8146	盲児4単独・地公体・定超						410
31	8151	盲児5併設・定超		(5)定員 16人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 363 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	254
31	8152	盲児5併設・地公体・定超						
31	8153	盲児5単独・定超			(二)当該施設が主たる施設 777 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	544
31	8154	盲児5単独・地公体・定超						525
31	8155	盲児5単独・定超			(三)当該施設が単独施設 606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	424
31	8156	盲児5単独・地公体・定超						410
31	8161	盲児6併設・定超		(6)定員 21人以上 25人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 351 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	246
31	8162	盲児6併設・地公体・定超						
31	8163	盲児6単独・定超			(二)当該施設が主たる施設 720 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	504
31	8164	盲児6単独・地公体・定超						487
31	8165	盲児6単独・定超			(三)当該施設が単独施設 606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	424
31	8166	盲児6単独・地公体・定超						410
31	8171	盲児7併設・定超		(7)定員 26人以上 30人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 333 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	233
31	8172	盲児7併設・地公体・定超						
31	8173	盲児7単独・定超			(二)当該施設が主たる施設 606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	424
31	8174	盲児7単独・地公体・定超						410
31	8175	盲児7単独・定超			(三)当該施設が単独施設 606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	424
31	8176	盲児7単独・地公体・定超						410
31	8181	盲児8単独・定超		(8)定員 31人以上 40人以下	(一)当該施設が主たる施設 543 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	380
31	8182	盲児8単独・地公体・定超						
31	8183	盲児8単独・定超			(二)当該施設が単独施設 543 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	380
31	8184	盲児8単独・地公体・定超						367
31	8191	盲児9単独・定超		(9)定員 41人以上 50人以下	(一)当該施設が主たる施設 480 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	324
31	8192	盲児9単独・地公体・定超						
31	8193	盲児9単独・定超			(二)当該施設が単独施設 480 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	324
31	8194	盲児9単独・地公体・定超						324
31	8201	盲児10単独・定超		(10)定員 51人以上 60人以下	(一)当該施設が主たる施設 466 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	326
31	8202	盲児10単独・地公体・定超						
31	8203	盲児10単独・定超			(二)当該施設が単独施設 466 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	326
31	8204	盲児10単独・地公体・定超						315
31	8211	盲児11単独・定超		(11)定員 61人以上 70人以下	(一)当該施設が主たる施設 451 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	316
31	8212	盲児11単独・地公体・定超						
31	8213	盲児11単独・定超			(二)当該施設が単独施設 451 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	316
31	8214	盲児11単独・地公体・定超						305
31	8221	盲児12単独・定超		(12)定員 71人以上 80人以下	(一)当該施設が主たる施設 436 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	305
31	8222	盲児12単独・地公体・定超						
31	8223	盲児12単独・定超			(二)当該施設が単独施設 436 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	305
31	8224	盲児12単独・地公体・定超						295
31	8231	盲児13単独・定超		(13)定員 81人以上 90人以下	(一)当該施設が主たる施設 421 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	295
31	8232	盲児13単独・地公体・定超						
31	8233	盲児13単独・定超			(二)当該施設が単独施設 421 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	295
31	8234	盲児13単独・地公体・定超						284
31	8241	盲児14単独・定超		(14)定員 91人以上	(一)当該施設が主たる施設 405 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	284
31	8242	盲児14単独・地公体・定超						
31	8243	盲児14単独・定超			(二)当該施設が単独施設 405 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	284
31	8244	盲児14単独・地公体・定超						274

6 ろうあ児施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
32	1111 ろうあ児1併設	ロ 指定ろ うあ児施 設の場合	(1)定員5人 (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 534 単位		534	
32	1112 ろうあ児1併設・地公体		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	515	
32	1113 ろうあ児1単独		(二)当該施設が単独施設		602	
32	1114 ろうあ児1単独・地公体		602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	581
32	1121 ろうあ児2併設		(2)定員 6人以上 9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 442 単位		442
32	1122 ろうあ児2併設・地公体		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	427	
32	1123 ろうあ児2単独		(二)当該施設が単独施設		602	
32	1124 ろうあ児2単独・地公体		602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	581
32	1131 ろうあ児3併設		(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 442 単位		442
32	1132 ろうあ児3併設・地公体		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	427	
32	1133 ろうあ児3本体		(二)当該施設が主たる施設		1,240	
32	1134 ろうあ児3本体・地公体		1,240 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	1,197
32	1135 ろうあ児3単独		(三)当該施設が単独施設		602	
32	1136 ろうあ児3単独・地公体		602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	581
32	1141 ろうあ児4併設		(4)定員 11人以上 15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 379 単位		379
32	1142 ろうあ児4併設・地公体		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	366	
32	1143 ろうあ児4本体		(二)当該施設が主たる施設		923	
32	1144 ろうあ児4本体・地公体		923 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	891
32	1145 ろうあ児4単独		(三)当該施設が単独施設		602	
32	1146 ろうあ児4単独・地公体		602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	581
32	1151 ろうあ児5併設		(5)定員 16人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 366 単位		366
32	1152 ろうあ児5併設・地公体		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	353	
32	1153 ろうあ児5本体		(二)当該施設が主たる施設		775	
32	1154 ろうあ児5本体・地公体		775 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	748
32	1155 ろうあ児5単独	(三)当該施設が単独施設		602		
32	1156 ろうあ児5単独・地公体	602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	581	
32	1161 ろうあ児6併設	(6)定員 21人以上 25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 348 単位		348	
32	1162 ろうあ児6併設・地公体	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	336		
32	1163 ろうあ児6本体	(二)当該施設が主たる施設		675		
32	1164 ろうあ児6本体・地公体	675 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	651	
32	1165 ろうあ児6単独	(三)当該施設が単独施設		602		
32	1166 ろうあ児6単独・地公体	602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	581	
32	1171 ろうあ児7併設	(7)定員 26人以上 30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位		336	
32	1172 ろうあ児7併設・地公体	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	324		
32	1173 ろうあ児7本体	(二)当該施設が主たる施設		602		
32	1174 ろうあ児7本体・地公体	602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	581	
32	1175 ろうあ児7単独	(三)当該施設が単独施設		602		
32	1176 ろうあ児7単独・地公体	602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	581	
32	1181 ろうあ児8本体	(8)定員 31人以上 40人以下	(一)当該施設が主たる施設		540	
32	1182 ろうあ児8本体・地公体	540 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	521	
32	1183 ろうあ児8単独	(二)当該施設が単独施設		540		
32	1184 ろうあ児8単独・地公体	540 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	521	
32	1191 ろうあ児9本体	(9)定員 41人以上 50人以下	(一)当該施設が主たる施設		477	
32	1192 ろうあ児9本体・地公体	477 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	460	
32	1193 ろうあ児9単独	(二)当該施設が単独施設		477		
32	1194 ろうあ児9単独・地公体	477 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	460	
32	1201 ろうあ児10本体	(10)定員 51人以上 60人以下	(一)当該施設が主たる施設		463	
32	1202 ろうあ児10本体・地公体	463 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	447	
32	1203 ろうあ児10単独	(二)当該施設が単独施設		463		
32	1204 ろうあ児10単独・地公体	463 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	447	
32	1211 ろうあ児11本体	(11)定員 61人以上 70人以下	(一)当該施設が主たる施設		449	
32	1212 ろうあ児11本体・地公体	449 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	433	
32	1213 ろうあ児11単独	(二)当該施設が単独施設		449		
32	1214 ろうあ児11単独・地公体	449 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	433	
32	1221 ろうあ児12本体	(12)定員 71人以上 80人以下	(一)当該施設が主たる施設		434	
32	1222 ろうあ児12本体・地公体	434 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	419	
32	1223 ろうあ児12単独	(二)当該施設が単独施設		434		
32	1224 ろうあ児12単独・地公体	434 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	419	
32	1231 ろうあ児13本体	(13)定員 81人以上 90人以下	(一)当該施設が主たる施設		419	
32	1232 ろうあ児13本体・地公体	419 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	404	
32	1233 ろうあ児13単独	(二)当該施設が単独施設		419		
32	1234 ろうあ児13単独・地公体	419 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	404	
32	1241 ろうあ児14本体	(14)定員 91人以上	(一)当該施設が主たる施設		404	
32	1242 ろうあ児14本体・地公体	404 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	390	
32	1243 ろうあ児14単独	(二)当該施設が単独施設		404		
32	1244 ろうあ児14単独・地公体	404 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	390	

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
種類	項目								
32	5030	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算1併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	イ 定員5人以下	(1)当該施設に併設する施設が主たる施設 344 単位加算	1日につき			
32	5031	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算1単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算				
32	5032	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算2併設		ロ 定員6人以上10人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 172 単位加算				
32	5033	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算2単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算				
32	5034	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算3併設		ハ 定員11人以上15人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 114 単位加算				
32	5035	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算3単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算				
32	5036	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算4併設		ニ 定員16人以上20人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 86 単位加算				
32	5037	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算4単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算				
32	5038	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算5併設		ホ 定員21人以上25人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 68 単位加算				
32	5039	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算5単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算				
32	5040	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算6併設		ヘ 定員26人以上30人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 57 単位加算				
32	5041	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算6単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算				
32	5042	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算7併設		ト 定員31人以上35人以下	(1)当該施設が主たる施設 45 単位加算				
32	5043	ろうあ児児童指導員 <small>小規模</small> 加算7単独			(2)当該施設が単独施設 45 単位加算				
32	5050	ろうあ児職業指導員加算1併設		職業指導員を配置している場合	イ 定員5人以下		(1)当該施設に併設する施設が主たる施設 296 単位加算		
32	5051	ろうあ児職業指導員加算1単独					(2)当該施設が単独施設 49 単位加算		
32	5052	ろうあ児職業指導員加算2併設			ロ 定員6人以上10人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 148 単位加算		
32	5053	ろうあ児職業指導員加算2単独					(2)当該施設が単独施設 49 単位加算		
32	5054	ろうあ児職業指導員加算3併設			ハ 定員11人以上15人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 98 単位加算		
32	5055	ろうあ児職業指導員加算3単独					(2)当該施設が単独施設 49 単位加算		
32	5056	ろうあ児職業指導員加算4併設	ニ 定員16人以上20人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 73 単位加算				
32	5057	ろうあ児職業指導員加算4単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算				
32	5058	ろうあ児職業指導員加算5併設	ホ 定員21人以上25人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 59 単位加算				
32	5059	ろうあ児職業指導員加算5単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算				
32	5060	ろうあ児職業指導員加算6併設	ヘ 定員26人以上30人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 49 単位加算				
32	5061	ろうあ児職業指導員加算6単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算				
32	5062	ろうあ児職業指導員加算7	ト 定員31人以上40人以下		39 単位加算				
32	5063	ろうあ児職業指導員加算8	チ 定員41人以上50人以下		29 単位加算				
32	5064	ろうあ児職業指導員加算9	リ 定員51人以上60人以下		26 単位加算				
32	5065	ろうあ児職業指導員加算10	ヌ 定員61人以上70人以下		23 単位加算				
32	5066	ろうあ児職業指導員加算11	ル 定員71人以上80人以下		20 単位加算				
32	5067	ろうあ児職業指導員加算12	ヲ 定員81人以上90人以下		17 単位加算				
32	5068	ろうあ児職業指導員加算13	ワ 定員91人以上100人以下		14 単位加算				
32	5069	ろうあ児職業指導員加算14	カ 定員101人以上110人以下		13 単位加算				
32	5070	ろうあ児職業指導員加算15	ヨ 定員111人以上120人以下	12 単位加算					
32	5071	ろうあ児職業指導員加算16	タ 定員121人以上130人以下	11 単位加算					
32	5072	ろうあ児職業指導員加算17	レ 定員131人以上140人以下	10 単位加算					
32	5073	ろうあ児職業指導員加算18	ソ 定員141人以上150人以下	9 単位加算					
32	5074	ろうあ児職業指導員加算19	ツ 定員151人以上160人以下	9 単位加算					
32	5075	ろうあ児職業指導員加算20	ネ 定員161人以上170人以下	9 単位加算					
32	5076	ろうあ児職業指導員加算21	ナ 定員171人以上180人以下	8 単位加算					
32	5077	ろうあ児職業指導員加算22	ラ 定員181人以上190人以下	8 単位加算					
32	5078	ろうあ児職業指導員加算23	ム 定員191人以上	8 単位加算					
32	5320	ろうあ児重度盲ろうあ児支援加算Ⅰ	重度盲ろうあ児支援加算	イ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅰ) ロ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅱ)	143 単位加算				
32	5321	ろうあ児重度盲ろうあ児支援加算Ⅱ			171 単位加算				
32	5110	ろうあ児重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算				
32	5300	ろうあ児幼児加算	幼児加算		78 単位加算				
32	5380	ろうあ児入院外泊時加算1	入院・外泊時加算 (3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて算定)	イ 8日目まで	(1)定員60人以下	320 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	320	
32	5381	ろうあ児入院外泊時加算2				(2)定員61人以上90人以下	288 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	309
32	5382	ろうあ児入院外泊時加算3							288
32	5383	ろうあ児入院外泊時加算4							278
32	5384	ろうあ児入院外泊時加算5							252
32	5385	ろうあ児入院外泊時加算6							243
32	5386	ろうあ児入院外泊時加算7		ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下	160 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	160	
32	5387	ろうあ児入院外泊時加算8				(2)定員61人以上90人以下	144 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	154
32	5388	ろうあ児入院外泊時加算9							144
32	5389	ろうあ児入院外泊時加算10							139
32	5390	ろうあ児入院外泊時加算11				(3)定員91人以上	126 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	126
32	5391	ろうあ児入院外泊時加算12							122

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
32	5340	ろうあ児入院時特別支援加算1	入院時特別支援加算	イ 12日を超える入院期間が7~9日未満 561 単位加算	561 月1回限度
32	5341	ろうあ児入院時特別支援加算2	入院時特別支援加算	ロ 12日を超える入院期間が7~9日以上 1,122 単位加算	1,122
32	5392	ろうあ児長期入院等支援加算1	長期入院等支援加算(3月に限り、入院等の期間が12日を超える場合に所定単位数に代えて算定)	12日を超える場合 (1)定員60人以下 160 単位 地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5% (2)定員61人以上90人以下 144 単位 地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5% (3)定員91人以上 126 単位 地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	160
32	5393	ろうあ児長期入院等支援加算2			154
32	5394	ろうあ児長期入院等支援加算3			144
32	5395	ろうあ児長期入院等支援加算4			139
32	5396	ろうあ児長期入院等支援加算5			126
32	5397	ろうあ児長期入院等支援加算6			122
32	5130	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ1	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上50人以下 24 単位加算	24
32	5131	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ2		(二)定員51人以上60人以下 20 単位加算	20
32	5132	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ3		(三)定員61人以上70人以下 17 単位加算	17
32	5133	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ4		(四)定員71人以上80人以下 15 単位加算	15
32	5134	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ5		(五)定員81人以上90人以下 13 単位加算	13
32	5135	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ6		(六)定員91人以上100人以下 12 単位加算	12
32	5136	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ7		(七)定員101人以上110人以下 10 単位加算	10
32	5137	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ8		(八)定員111人以上120人以下 10 単位加算	10
32	5138	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ9		(九)定員121人以上130人以下 9 単位加算	9
32	5139	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ10		(十)定員131人以上140人以下 8 単位加算	8
32	5140	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ11		(十一)定員141人以上150人以下 8 単位加算	8
32	5141	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ12		(十二)定員151人以上160人以下 7 単位加算	7
32	5142	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ13		(十三)定員161人以上170人以下 7 単位加算	7
32	5143	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ14		(十四)定員171人以上180人以下 6 単位加算	6
32	5144	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ15		(十五)定員181人以上190人以下 6 単位加算	6
32	5145	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅰ16		(十六)定員191人以上 6 単位加算	6
32	5200	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ1	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上50人以下 22 単位加算	22
32	5201	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ2		(二)定員51人以上60人以下 18 単位加算	18
32	5202	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ3		(三)定員61人以上70人以下 15 単位加算	15
32	5203	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ4		(四)定員71人以上80人以下 13 単位加算	13
32	5204	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ5		(五)定員81人以上90人以下 12 単位加算	12
32	5205	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ6		(六)定員91人以上100人以下 11 単位加算	11
32	5206	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ7		(七)定員101人以上110人以下 10 単位加算	10
32	5207	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ8		(八)定員111人以上120人以下 9 単位加算	9
32	5208	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ9		(九)定員121人以上130人以下 8 単位加算	8
32	5209	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ10		(十)定員131人以上140人以下 7 単位加算	7
32	5210	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ11		(十一)定員141人以上150人以下 7 単位加算	7
32	5211	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ12		(十二)定員151人以上160人以下 6 単位加算	6
32	5212	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ13		(十三)定員161人以上170人以下 6 単位加算	6
32	5213	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ14		(十四)定員171人以上180人以下 6 単位加算	6
32	5214	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ15		(十五)定員181人以上190人以下 5 単位加算	5
32	5215	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅱ16		(十六)定員191人以上 5 単位加算	5
32	5250	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ1	(3)栄養管理体制加算(Ⅲ)	(一)定員41人以上50人以下 12 単位加算	12
32	5251	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ2		(二)定員51人以上60人以下 10 単位加算	10
32	5252	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ3		(三)定員61人以上70人以下 8 単位加算	8
32	5253	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ4		(四)定員71人以上80人以下 7 単位加算	7
32	5254	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ5		(五)定員81人以上90人以下 6 単位加算	6
32	5255	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ6		(六)定員91人以上100人以下 6 単位加算	6
32	5256	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ7		(七)定員101人以上110人以下 5 単位加算	5
32	5257	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ8		(八)定員111人以上120人以下 5 単位加算	5
32	5258	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ9		(九)定員121人以上130人以下 4 単位加算	4
32	5259	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ10		(十)定員131人以上140人以下 4 単位加算	4
32	5260	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ11		(十一)定員141人以上150人以下 4 単位加算	4
32	5261	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ12		(十二)定員151人以上160人以下 3 単位加算	3
32	5262	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ13		(十三)定員161人以上170人以下 3 単位加算	3
32	5263	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ14		(十四)定員171人以上180人以下 3 単位加算	3
32	5264	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ15		(十五)定員181人以上190人以下 3 単位加算	3
32	5265	ろうあ児栄養管理体制加算Ⅲ16		(十六)定員191人以上 3 単位加算	3
32	5990	ろうあ児療養緩和加算	療養緩和加算		単位加算
32	9990	ろうあ児療養緩和加算(特対)	療養緩和加算(特別対策)		単位加算

(定員超過)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
32	8111	ろうあ児1併設・定超	ロ 指定ろうあ児施設の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 534 単位	× 96.5%	374
32	8112	ろうあ児1併設・地公体・定超		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	361		
32	8113	ろうあ児1単独・定超		(二)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	421
32	8114	ろうあ児1単独・地公体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 442 単位	602 単位	× 96.5%	407
32	8121	ろうあ児2併設・定超		(二)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	309
32	8122	ろうあ児2併設・地公体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 442 単位	602 単位	× 96.5%	299
32	8123	ろうあ児2単独・定超		(二)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	421
32	8124	ろうあ児2単独・地公体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 442 単位	602 単位	× 96.5%	407
32	8131	ろうあ児3併設・定超		(二)当該施設が単独施設	1,240 単位	× 96.5%	309
32	8132	ろうあ児3併設・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	299
32	8133	ろうあ児3本体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 379 単位	602 単位	× 96.5%	868
32	8134	ろうあ児3本体・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	1,240 単位	× 96.5%	838
32	8135	ろうあ児3単独・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	421
32	8136	ろうあ児3単独・地公体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 379 単位	602 単位	× 96.5%	407
32	8141	ろうあ児4併設・定超		(二)当該施設が主たる施設	923 単位	× 96.5%	265
32	8142	ろうあ児4併設・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	256
32	8143	ろうあ児4本体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 366 単位	602 単位	× 96.5%	646
32	8144	ろうあ児4本体・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	923 単位	× 96.5%	624
32	8145	ろうあ児4単独・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	421
32	8146	ろうあ児4単独・地公体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 366 単位	602 単位	× 96.5%	407
32	8151	ろうあ児5併設・定超		(二)当該施設が主たる施設	775 単位	× 96.5%	256
32	8152	ろうあ児5併設・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	247
32	8153	ろうあ児5本体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 348 単位	602 単位	× 96.5%	543
32	8154	ろうあ児5本体・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	675 単位	× 96.5%	524
32	8155	ろうあ児5単独・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	421
32	8156	ろうあ児5単独・地公体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 348 単位	602 単位	× 96.5%	407
32	8161	ろうあ児6併設・定超		(二)当該施設が主たる施設	675 単位	× 96.5%	244
32	8162	ろうあ児6併設・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	235
32	8163	ろうあ児6本体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	602 単位	× 96.5%	473
32	8164	ろうあ児6本体・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	675 単位	× 96.5%	456
32	8165	ろうあ児6単独・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	421
32	8166	ろうあ児6単独・地公体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	602 単位	× 96.5%	407
32	8171	ろうあ児7併設・定超		(二)当該施設が主たる施設	602 単位	× 96.5%	235
32	8172	ろうあ児7併設・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	227
32	8173	ろうあ児7本体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	602 単位	× 96.5%	421
32	8174	ろうあ児7本体・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	602 単位	× 96.5%	407
32	8175	ろうあ児7単独・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	× 96.5%	421
32	8176	ろうあ児7単独・地公体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	602 単位	× 96.5%	407
32	8181	ろうあ児8本体・定超		(二)当該施設が主たる施設	540 単位	× 96.5%	378
32	8182	ろうあ児8本体・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	540 単位	× 96.5%	365
32	8183	ろうあ児8単独・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	540 単位	× 96.5%	378
32	8184	ろうあ児8単独・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	540 単位	× 96.5%	365
32	8191	ろうあ児9本体・定超		(三)当該施設が単独施設	477 単位	× 96.5%	334
32	8192	ろうあ児9本体・地公体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	477 単位	× 96.5%	322
32	8193	ろうあ児9単独・定超		(二)当該施設が単独施設	477 単位	× 96.5%	334
32	8194	ろうあ児9単独・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	477 単位	× 96.5%	322
32	8201	ろうあ児10本体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	463 単位	× 96.5%	324
32	8202	ろうあ児10本体・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	463 単位	× 96.5%	313
32	8203	ろうあ児10単独・定超		(三)当該施設が単独施設	463 単位	× 96.5%	324
32	8204	ろうあ児10単独・地公体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	463 単位	× 96.5%	313
32	8211	ろうあ児11本体・定超		(二)当該施設が主たる施設	449 単位	× 96.5%	314
32	8212	ろうあ児11本体・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	449 単位	× 96.5%	303
32	8213	ろうあ児11単独・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	449 単位	× 96.5%	314
32	8214	ろうあ児11単独・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	449 単位	× 96.5%	303
32	8221	ろうあ児12本体・定超		(三)当該施設が単独施設	434 単位	× 96.5%	304
32	8222	ろうあ児12本体・地公体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	434 単位	× 96.5%	293
32	8223	ろうあ児12単独・定超		(二)当該施設が主たる施設	434 単位	× 96.5%	304
32	8224	ろうあ児12単独・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	434 単位	× 96.5%	293
32	8231	ろうあ児13本体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	419 単位	× 96.5%	293
32	8232	ろうあ児13本体・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	419 単位	× 96.5%	283
32	8233	ろうあ児13単独・定超		(三)当該施設が単独施設	419 単位	× 96.5%	293
32	8234	ろうあ児13単独・地公体・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	419 単位	× 96.5%	283
32	8241	ろうあ児14本体・定超		(二)当該施設が主たる施設	404 単位	× 96.5%	283
32	8242	ろうあ児14本体・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	404 単位	× 96.5%	273
32	8243	ろうあ児14単独・定超		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 336 単位	404 単位	× 96.5%	283
32	8244	ろうあ児14単独・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	404 単位	× 96.5%	273

7 難聴幼児通園施設付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
33	1111 難聴幼児1	難聴幼児の場合	(一)定員30人以下	1,019 単位	1,019	1日につき	
33	1112 難聴幼児1・地公体		(二)定員31人以上40人以下	96.5%	983		
33	1121 難聴幼児2		(三)定員41人以上	96.5%	937		
33	1122 難聴幼児2・地公体		(四)定員41人以上50人以下	96.5%	904		
33	1131 難聴幼児3		(五)定員51人以上60人以下	96.5%	854		
33	1132 難聴幼児3・地公体		(六)定員61人以上70人以下	96.5%	824		
33	1211 難聴幼児4		(七)定員71人以上80人以下	96.5%	663		
33	1212 難聴幼児4・地公体		(八)定員81人以上	96.5%	640		
33	1221 難聴幼児5		(九)定員91人以上100人以下	96.5%	607		
33	1222 難聴幼児5・地公体		(十)定員101人以上110人以下	96.5%	586		
33	1231 難聴幼児6		(十一)定員111人以上120人以下	96.5%	550		
33	1232 難聴幼児6・地公体		(十二)定員121人以上130人以下	96.5%	531		
33	1241 難聴幼児7		(十三)定員131人以上140人以下	96.5%	496		
33	1242 難聴幼児7・地公体		(十四)定員141人以上150人以下	96.5%	479		
33	1251 難聴幼児8		(十五)定員151人以上160人以下	96.5%	476		
33	1252 難聴幼児8・地公体		(十六)定員161人以上170人以下	96.5%	459		
33	1261 難聴幼児9		(十七)定員171人以上180人以下	96.5%	457		
33	1262 難聴幼児9・地公体	(十八)定員181人以上190人以下	96.5%	441			
33	1271 難聴幼児10	(十九)定員191人以上	96.5%	421			
33	1272 難聴幼児10・地公体	(二十)定員201人以上	96.5%	421			
33	1311 難聴幼児11	該体不自由児の場合	(一)定員30人以下	663 単位	663	1日につき	
33	1312 難聴幼児11・地公体		(二)定員31人以上40人以下	96.5%	640		
33	1321 難聴幼児12		(三)定員41人以上50人以下	96.5%	607		
33	1322 難聴幼児12・地公体		(四)定員51人以上60人以下	96.5%	586		
33	1331 難聴幼児13		(五)定員61人以上70人以下	96.5%	550		
33	1332 難聴幼児13・地公体		(六)定員71人以上80人以下	96.5%	531		
33	1341 難聴幼児14		(七)定員81人以上90人以下	96.5%	496		
33	1342 難聴幼児14・地公体		(八)定員91人以上100人以下	96.5%	479		
33	1351 難聴幼児15		(九)定員101人以上110人以下	96.5%	476		
33	1352 難聴幼児15・地公体		(十)定員111人以上120人以下	96.5%	459		
33	1361 難聴幼児16		(十一)定員121人以上130人以下	96.5%	457		
33	1362 難聴幼児16・地公体		(十二)定員131人以上140人以下	96.5%	441		
33	1371 難聴幼児17		(十三)定員141人以上150人以下	96.5%	421		
33	1372 難聴幼児17・地公体		(十四)定員151人以上160人以下	96.5%	421		
33	5300 難聴幼児幼児加算		幼児加算 (知的障害児及び該体不自由児の場合のみ対象)	264 単位加算	264		月2回限度
33	5350 難聴幼児家庭連携加算1		家庭連携加算 (1)1時間未満	187 単位加算	187		
33	5351 難聴幼児家庭連携加算2		家庭連携加算 (2)1時間以上	280 単位加算	280		月1回限度
33	5360 難聴幼児訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算 (1)1時間未満	187 単位加算	187			
33	5361 難聴幼児訪問支援特別加算2	訪問支援特別加算 (2)1時間以上	280 単位加算	280	1日につき		
33	5310 難聴幼児食事提供加算Ⅰ	食事提供加算Ⅰ イ 食事提供加算(Ⅰ)	42 単位加算	42			
33	5311 難聴幼児食事提供加算Ⅱ	食事提供加算Ⅱ ロ 食事提供加算(Ⅱ)	58 単位加算	58	月1回限度		
33	5370 難聴幼児利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算	150 単位加算	150			
33	5130 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅰ	栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上50人以下	30 単位加算	1日につき	
33	5131 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅱ		(二)定員51人以上60人以下	25 単位加算	25		
33	5132 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅲ		(三)定員61人以上70人以下	21 単位加算	21		
33	5133 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅳ		(四)定員71人以上80人以下	19 単位加算	19		
33	5134 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅴ		(五)定員81人以上90人以下	16 単位加算	16		
33	5135 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅵ		(六)定員91人以上100人以下	15 単位加算	15		
33	5136 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅶ		(七)定員101人以上110人以下	13 単位加算	13		
33	5137 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅷ		(八)定員111人以上120人以下	12 単位加算	12		
33	5138 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅸ		(九)定員121人以上130人以下	11 単位加算	11		
33	5139 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅹ		(十)定員131人以上140人以下	10 単位加算	10		
33	5140 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅺ		(十一)定員141人以上150人以下	10 単位加算	10		
33	5141 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅻ		(十二)定員151人以上160人以下	9 単位加算	9		
33	5142 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅼ		(十三)定員161人以上170人以下	8 単位加算	8		
33	5143 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅽ		(十四)定員171人以上180人以下	8 単位加算	8		
33	5144 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅾ		(十五)定員181人以上190人以下	8 単位加算	8		
33	5145 難聴幼児栄養管理体制加算Ⅿ		(十六)定員191人以上	7 単位加算	7		
33	5200 難聴幼児栄養管理体制加算ⅰ	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上50人以下	16 単位加算	16	1日につき	
33	5201 難聴幼児栄養管理体制加算ⅱ		(二)定員51人以上60人以下	13 単位加算	13		
33	5202 難聴幼児栄養管理体制加算ⅲ		(三)定員61人以上70人以下	11 単位加算	11		
33	5203 難聴幼児栄養管理体制加算ⅳ		(四)定員71人以上80人以下	10 単位加算	10		
33	5204 難聴幼児栄養管理体制加算ⅴ		(五)定員81人以上90人以下	9 単位加算	9		
33	5205 難聴幼児栄養管理体制加算ⅵ		(六)定員91人以上100人以下	8 単位加算	8		
33	5206 難聴幼児栄養管理体制加算ⅶ		(七)定員101人以上110人以下	7 単位加算	7		
33	5207 難聴幼児栄養管理体制加算ⅷ		(八)定員111人以上120人以下	6 単位加算	6		
33	5208 難聴幼児栄養管理体制加算ⅸ		(九)定員121人以上130人以下	6 単位加算	6		
33	5209 難聴幼児栄養管理体制加算ⅹ		(十)定員131人以上140人以下	5 単位加算	5		
33	5210 難聴幼児栄養管理体制加算ⅺ		(十一)定員141人以上150人以下	5 単位加算	5		
33	5211 難聴幼児栄養管理体制加算ⅻ		(十二)定員151人以上160人以下	5 単位加算	5		
33	5212 難聴幼児栄養管理体制加算ⅼ		(十三)定員161人以上170人以下	4 単位加算	4		
33	5213 難聴幼児栄養管理体制加算ⅽ		(十四)定員171人以上180人以下	4 単位加算	4		
33	5214 難聴幼児栄養管理体制加算ⅾ		(十五)定員181人以上190人以下	4 単位加算	4		
33	5215 難聴幼児栄養管理体制加算ⅿ		(十六)定員191人以上	4 単位加算	4		
33	5990 難聴幼児遊楽緩和加算	遊楽緩和加算		単位加算	1日につき		
33	9990 難聴幼児遊楽緩和加算(特対)	遊楽緩和加算(特別対策)		単位加算			

(定員超過)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
33	8111 難聴幼児1・定超	難聴幼児の場合	(一)定員30人以下		利用定員 の数が利 用定員を 超える場 合 × 70%	713 688 656 633 598 577 464 448 425 410 385 372 347 335 333 321 320 309 305 295 464 448 425 410 385 372 347 335 333 321 320 309 305 295	
33	8112 難聴幼児1・地公体・定超		1,019 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%			
33	8121 難聴幼児2・定超		(二)定員31人以上40人以下				
33	8122 難聴幼児2・地公体・定超		937 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%			
33	8131 難聴幼児3・定超		(三)定員41人以上				
33	8132 難聴幼児3・地公体・定超		854 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%			
33	8211 難聴幼児4・定超		知的障害児の場合	(一)定員30人以下			
33	8212 難聴幼児4・地公体・定超			663 単位			地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%
33	8221 難聴幼児5・定超			(二)定員31人以上40人以下			
33	8222 難聴幼児5・地公体・定超			607 単位			地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%
33	8231 難聴幼児6・定超	(三)定員41人以上50人以下					
33	8232 難聴幼児6・地公体・定超	550 単位		地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%			
33	8241 難聴幼児7・定超	(四)定員51人以上60人以下					
33	8242 難聴幼児7・地公体・定超	496 単位		地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%			
33	8251 難聴幼児8・定超	(五)定員61人以上70人以下					
33	8252 難聴幼児8・地公体・定超	476 単位		地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%			
33	8261 難聴幼児9・定超	(六)定員71人以上80人以下					
33	8262 難聴幼児9・地公体・定超	457 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%				
33	8271 難聴幼児10・定超	(七)定員81人以上					
33	8272 難聴幼児10・地公体・定超	436 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%				
33	8311 難聴幼児11・定超	該体不自由児の場合	(一)定員30人以下				
33	8312 難聴幼児11・地公体・定超		663 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%			
33	8321 難聴幼児12・定超		(二)定員31人以上40人以下				
33	8322 難聴幼児12・地公体・定超		607 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%			
33	8331 難聴幼児13・定超		(三)定員41人以上50人以下				
33	8332 難聴幼児13・地公体・定超		550 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%			
33	8341 難聴幼児14・定超		(四)定員51人以上60人以下				
33	8342 難聴幼児14・地公体・定超		496 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%			
33	8351 難聴幼児15・定超		(五)定員61人以上70人以下				
33	8352 難聴幼児15・地公体・定超		476 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%			
33	8361 難聴幼児16・定超	(六)定員71人以上80人以下					
33	8362 難聴幼児16・地公体・定超	457 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%				
33	8371 難聴幼児17・定超	(七)定員81人以上					
33	8372 難聴幼児17・地公体・定超	436 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%				

8 肢体不自由児施設(入所)給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
41	1111	肢体入所	イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合		136	1日につき	
41	1112	肢体入所・地公体	136 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%		131
41	5330	肢体入所乳幼児加算	乳幼児加算		70 単位加算		70
41	5320	肢体入所重度肢体不自由児支援加算	重度肢体不自由児支援加算		198 単位加算		198
41	5110	肢体入所重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算		111
41	5990	肢体入所激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算		
41	9990	肢体入所激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算		

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
41	8111	肢体入所・定超	イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合		利用定員の数が利用定員を	95
41	8112	肢体入所・地公体・定超	136 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5% 超える場合 × 70%	92

9 肢体不自由児施設(通所)給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
42	1111	肢体通所1	肢体不自由児の場合		316	1日につき	
42	1112	肢体通所1・地公体		316 単位			
42	1211	肢体通所2	知的障害児の場合	(1)定員30人以下			
42	1212	肢体通所2・地公体			663 単位	× 96.5%	305
42	1221	肢体通所3		(2)定員31人以上40人以下			663
42	1222	肢体通所3・地公体			607 単位	× 96.5%	640
42	1231	肢体通所4		(3)定員41人以上50人以下			607
42	1232	肢体通所4・地公体			550 単位	× 96.5%	586
42	1241	肢体通所5		(4)定員51人以上60人以下			550
42	1242	肢体通所5・地公体		496 単位	× 96.5%	531	
42	1251	肢体通所6	(5)定員61人以上70人以下			496	
42	1252	肢体通所6・地公体		476 単位	× 96.5%	479	
42	1261	肢体通所7	(6)定員71人以上80人以下			476	
42	1262	肢体通所7・地公体		457 単位	× 96.5%	459	
42	1271	肢体通所8	(7)定員81人以上			457	
42	1272	肢体通所8・地公体		436 単位	× 96.5%	441	
42	1311	肢体通所9	難聴幼児の場合	(1)定員30人以下		436	
42	1312	肢体通所9・地公体			1,019 単位	× 96.5%	421
42	1321	肢体通所10		(2)定員31人以上40人以下			1,019
42	1322	肢体通所10・地公体		937 単位	× 96.5%	983	
42	1331	肢体通所11	(3)定員41人以上			937	
42	1332	肢体通所11・地公体		854 単位	× 96.5%	904	
42	5300	肢体通所幼児加算	幼児加算 (知的障害児の場合のみ対象)		264 単位加算	854	
42	5350	肢体通所家庭連携加算1	家庭連携加算	(1)1時間未満	187 単位加算	824	
42	5351	肢体通所家庭連携加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	264	
42	5360	肢体通所訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	
42	5361	肢体通所訪問支援特別加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280	
42	5310	肢体通所食事提供加算 I	食事提供加算	イ 食事提供加算 (I)	42 単位加算	1日につき	
42	5311	肢体通所食事提供加算 II		ロ 食事提供加算 (II)	58 単位加算	58	
42	5370	肢体通所利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150	
42	5990	肢体通所激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算	1日につき	
42	9990	肢体通所激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算		

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
42	8111	肢体通所1・定超	肢体不自由児の場合		221	1日につき	
42	8112	肢体通所1・地公体・定超		316 単位			
42	8211	肢体通所2・定超	知的障害児の場合	(1)定員30人以下			
42	8212	肢体通所2・地公体・定超			663 単位	× 96.5%	214
42	8221	肢体通所3・定超		(2)定員31人以上40人以下			464
42	8222	肢体通所3・地公体・定超			607 単位	× 96.5%	448
42	8231	肢体通所4・定超		(3)定員41人以上50人以下			425
42	8232	肢体通所4・地公体・定超			550 単位	× 96.5%	410
42	8241	肢体通所5・定超		(4)定員51人以上60人以下			385
42	8242	肢体通所5・地公体・定超		496 単位	× 96.5%	372	
42	8251	肢体通所6・定超	(5)定員61人以上70人以下			347	
42	8252	肢体通所6・地公体・定超		476 単位	× 96.5%	347	
42	8261	肢体通所7・定超	(6)定員71人以上80人以下			335	
42	8262	肢体通所7・地公体・定超		457 単位	× 96.5%	333	
42	8271	肢体通所8・定超	(7)定員81人以上			320	
42	8272	肢体通所8・地公体・定超		436 単位	× 96.5%	309	
42	8311	肢体通所9・定超	難聴幼児の場合	(1)定員30人以下		295	
42	8312	肢体通所9・地公体・定超			1,019 単位	× 96.5%	713
42	8321	肢体通所10・定超		(2)定員31人以上40人以下			688
42	8322	肢体通所10・地公体・定超		937 単位	× 96.5%	656	
42	8331	肢体通所11・定超	(3)定員41人以上			633	
42	8332	肢体通所11・地公体・定超		854 単位	× 96.5%	598	
						577	

10 肢体不自由児療護施設付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
43 1111	肢体療護1	ハ 指定 肢体不自由児療護施設の場合	(1)定員50人以下	699	699	
43 1112	肢体療護1・地公体		699 単位		699	
43 1121	肢体療護2		(2)定員51人以上60人以下	× 96.5%	675	
43 1122	肢体療護2・地公体		690 単位		690	
43 1131	肢体療護3		(3)定員61人以上70人以下	× 96.5%	678	
43 1132	肢体療護3・地公体		678 単位		678	
43 1141	肢体療護4		(4)定員71人以上	× 96.5%	654	
43 1142	肢体療護4・地公体		665 単位		665	
43 5320	肢体療護重度肢体不自由児支援加算		重度肢体不自由児支援加算	198 単位加算	198	
43 5110	肢体療護重度重複障害児加算		重度重複障害児加算	111 単位加算	111	
43 5380	肢体療護入院外泊時加算1	イ 8日目まで 入院・外泊時加算(3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて算定) ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下		320	
43 5381	肢体療護入院外泊時加算2		320 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	309
43 5382	肢体療護入院外泊時加算3		(2)定員61人以上90人以下		288	288
43 5383	肢体療護入院外泊時加算4		288 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	278
43 5384	肢体療護入院外泊時加算5		(3)定員91人以上		252	252
43 5385	肢体療護入院外泊時加算6		252 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	243
43 5386	肢体療護入院外泊時加算7		(1)定員60人以下		160	160
43 5387	肢体療護入院外泊時加算8		160 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	154
43 5388	肢体療護入院外泊時加算9		(2)定員61人以上90人以下		144	144
43 5389	肢体療護入院外泊時加算10		144 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	139
43 5390	肢体療護入院外泊時加算11		(3)定員91人以上		126	126
43 5391	肢体療護入院外泊時加算12		126 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	122
43 5340	肢体療護入院時特別支援加算1		入院時特別支援加算	イ 12日を超える入院期間が24日未満	561 単位加算	561
43 5341	肢体療護入院時特別支援加算2			ロ 12日を超える入院期間が24日以上	1,122 単位加算	1,122
43 5392	肢体療護長期入院等支援加算1	長期入院等支援加算(3月に限り、入院期間が12日を超える場合に所定単位数に代えて算定)	(1)定員60人以下		160	
43 5393	肢体療護長期入院等支援加算2		160 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	154
43 5394	肢体療護長期入院等支援加算3		(2)定員61人以上90人以下		144	144
43 5395	肢体療護長期入院等支援加算4		144 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	139
43 5396	肢体療護長期入院等支援加算5		(3)定員91人以上		126	126
43 5397	肢体療護長期入院等支援加算6		126 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	122
43 5130	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 1	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下		24	
43 5131	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 2		24 単位加算		24	
43 5132	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 3		(2)定員51人以上60人以下		20	20
43 5133	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 4		20 単位加算		20	
43 5134	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 5		(3)定員61人以上70人以下		17	17
43 5135	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 6		17 単位加算		17	
43 5136	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 7		(4)定員71人以上80人以下		15	15
43 5137	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 8		15 単位加算		15	
43 5138	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 9		(5)定員81人以上90人以下		13	13
43 5139	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 10		13 単位加算		13	
43 5140	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 11		(6)定員91人以上100人以下		12	12
43 5141	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 12		12 単位加算		12	
43 5142	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 13		(7)定員101人以上110人以下		10	10
43 5143	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 14		10 単位加算		10	
43 5144	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 15		(8)定員111人以上120人以下		9	9
43 5145	肢体療護栄養管理体制加算Ⅰ 16		9 単位加算		9	
43 5200	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 1	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下		22	
43 5201	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 2		22 単位加算		22	
43 5202	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 3		(2)定員51人以上60人以下		18	18
43 5203	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 4		18 単位加算		18	
43 5204	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 5		(3)定員61人以上70人以下		15	15
43 5205	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 6		15 単位加算		15	
43 5206	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 7		(4)定員71人以上80人以下		13	13
43 5207	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 8		13 単位加算		13	
43 5208	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 9		(5)定員81人以上90人以下		12	12
43 5209	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 10		12 単位加算		12	
43 5210	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 11		(6)定員91人以上100人以下		11	11
43 5211	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 12		11 単位加算		11	
43 5212	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 13		(7)定員101人以上110人以下		10	10
43 5213	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 14		10 単位加算		10	
43 5214	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 15		(8)定員111人以上120人以下		9	9
43 5215	肢体療護栄養管理体制加算Ⅱ 16		9 単位加算		9	
43 5250	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 1	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上50人以下		12	
43 5251	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 2		12 単位加算		12	
43 5252	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 3		(2)定員51人以上60人以下		10	10
43 5253	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 4		10 単位加算		10	
43 5254	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 5		(3)定員61人以上70人以下		8	8
43 5255	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 6		8 単位加算		8	
43 5256	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 7		(4)定員71人以上80人以下		7	7
43 5257	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 8		7 単位加算		7	
43 5258	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 9		(5)定員81人以上90人以下		6	6
43 5259	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 10		6 単位加算		6	
43 5260	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 11		(6)定員91人以上100人以下		6	6
43 5261	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 12		6 単位加算		6	
43 5262	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 13		(7)定員101人以上110人以下		5	5
43 5263	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 14		5 単位加算		5	
43 5264	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 15		(8)定員111人以上120人以下		5	5
43 5265	肢体療護栄養管理体制加算Ⅲ 16		5 単位加算		5	
43 5990	肢体療護激変緩和加算	激変緩和加算			単位加算	
43 9990	肢体療護激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)			単位加算	

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定	
種類	項目		ハ 指定 肢体不自由児療護 施設の場合	(1)定員50人以下	(2)定員51人以上60人以下	(3)定員61人以上70人以下	(4)定員71人以上	単位数	単位
43	8111	肢体療護1・定超		(1)定員50人以下				489	1日につき
43	8112	肢体療護1・地公体・定超		699 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		473	
43	8121	肢体療護2・定超		(2)定員51人以上60人以下				483	
43	8122	肢体療護2・地公体・定超		690 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		466	
43	8131	肢体療護3・定超		(3)定員61人以上70人以下				475	
43	8132	肢体療護3・地公体・定超		678 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%		458	
43	8141	肢体療護4・定超		(4)定員71人以上				466	
43	8142	肢体療護4・地公体・定超		665 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	× 70%	449	

11 肢体不自由児通園施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
44	1111	肢体通園1	肢体不自由児の場合		316	1日につき	
44	1112	肢体通園1・地公体		316 単位			
44	1211	肢体通園2	知的障害児の場合	(1)定員30人以下	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	305
44	1212	肢体通園2・地公体		663 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	663
44	1221	肢体通園3		(2)定員31人以上40人以下			607
44	1222	肢体通園3・地公体		607 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	586
44	1231	肢体通園4		(3)定員41人以上50人以下			550
44	1232	肢体通園4・地公体		550 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	531
44	1241	肢体通園5		(4)定員51人以上60人以下			496
44	1242	肢体通園5・地公体		496 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	479
44	1251	肢体通園6		(5)定員61人以上70人以下			476
44	1252	肢体通園6・地公体		476 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	459
44	1261	肢体通園7		(6)定員71人以上80人以下			457
44	1262	肢体通園7・地公体		457 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	441
44	1271	肢体通園8		(7)定員81人以上			436
44	1272	肢体通園8・地公体		436 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	421
44	1311	肢体通園9	養護幼児の場合	(1)定員30人以下			1,019
44	1312	肢体通園9・地公体		1,019 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	983
44	1321	肢体通園10		(2)定員31人以上40人以下			937
44	1322	肢体通園10・地公体	937 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	904	
44	1331	肢体通園11	(3)定員41人以上			854	
44	1332	肢体通園11・地公体	854 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	824	
44	5300	肢体通園幼児加算	幼児加算 (知的障害児の場合のみ対象)		264 単位加算		264
44	5350	肢体通園家庭連携加算1	家庭連携加算	(1)1時間未満	187 単位加算		187
44	5351	肢体通園家庭連携加算2		(2)1時間以上	280 単位加算		280
44	5360	肢体通園訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算	(1)1時間未満	187 単位加算		187
44	5361	肢体通園訪問支援特別加算2		(2)1時間以上	280 単位加算		280
44	5310	肢体通園食事提供加算 I	食事提供加算	イ 食事提供加算 (I)	42 単位加算		42
44	5311	肢体通園食事提供加算 II		ロ 食事提供加算 (II)	58 単位加算		58
44	5370	肢体通園利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算		150
44	5990	肢体通園激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算		
44	9990	肢体通園激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算		

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
44	8111	肢体通園1・定超	肢体不自由児の場合			221	
44	8112	肢体通園1・地公体・定超		316 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	214
44	8211	肢体通園2・定超	知的障害児の場合	(1)定員30人以下			464
44	8212	肢体通園2・地公体・定超		663 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	448
44	8221	肢体通園3・定超		(2)定員31人以上40人以下			425
44	8222	肢体通園3・地公体・定超		607 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	410
44	8231	肢体通園4・定超		(3)定員41人以上50人以下			385
44	8232	肢体通園4・地公体・定超		550 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	372
44	8241	肢体通園5・定超		(4)定員51人以上60人以下			347
44	8242	肢体通園5・地公体・定超		496 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	335
44	8251	肢体通園6・定超		(5)定員61人以上70人以下			333
44	8252	肢体通園6・地公体・定超		476 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	321
44	8261	肢体通園7・定超		(6)定員71人以上80人以下			320
44	8262	肢体通園7・地公体・定超		457 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	309
44	8271	肢体通園8・定超		(7)定員81人以上			305
44	8272	肢体通園8・地公体・定超		436 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	295
44	8311	肢体通園9・定超	養護幼児の場合	(1)定員30人以下			713
44	8312	肢体通園9・地公体・定超		1,019 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	688
44	8321	肢体通園10・定超		(2)定員31人以上40人以下			656
44	8322	肢体通園10・地公体・定超	937 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	633	
44	8331	肢体通園11・定超	(3)定員41人以上			598	
44	8332	肢体通園11・地公体・定超	854 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	577	

12 指定医療機関(肢体不自由児)給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
45	1111	肢体医療	□ 指定医療機関(肢体不自由児)の場合	111 単位	1日につき	
45	5330	肢体医療乳幼児加算	乳幼児加算	70 単位加算		70
45	5320	肢体医療重度肢体不自由児支援加算	重度肢体不自由児支援加算	198 単位加算		198
45	5110	肢体医療重度重複障害児加算	重度重複障害児加算	111 単位加算		111
45	5990	肢体医療激変緩和加算	激変緩和加算	単位加算		

13 重症心身障害児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
51	1111	重症心身障害児	重症心身障害児施設		862	1日につき
51	1112	重症心身障害児・地公体	862 単位	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合 × 96.5%	832	
51	5990	重症心身障害児激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算	
51	9990	重症心身障害児激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算	

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
51	8111	重症心身障害児・定超	重症心身障害児施設	利用定員の数が利用定員を超える場合	603	1日につき
51	8112	重症心身障害児・地公体・定超	862 単位	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合 × 96.5% × 70%	582	

14 指定医療機関(重症心身障害児)給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
52	1111	重症障害児医療	指定医療機関(重症心身障害児)	862 単位	862
52	5990	重症障害児医療激変緩和加算	激変緩和加算	単位加算	1日につき